

審決

無効 2011 - 800218

東京都墨田区吾妻橋 3 丁目 1 1 番 1 号
請求人 株式会社 小森コーポレーション

東京都港区赤坂四丁目 9 番 6 号 タク・赤坂ビル 4 階 光石法律特許事務所
代理人弁理士 光石 俊郎

東京都港区赤坂 1 - 9 - 1 5
代理人弁理士 光石 忠敬

東京都港区赤坂 1 - 9 - 1 5
代理人弁理士 光石 春平

東京都港区赤坂 1 - 9 - 1 5 光石法律特許事務所
代理人弁理士 田中 康幸

東京都港区赤坂 1 - 9 - 1 5 日本短波放送会館 光石法律特許事務所
代理人弁理士 松元 洋

東京都港区赤坂 1 - 9 - 1 5 日経ラジオ社ビル 光石法律特許事務所
代理人弁理士 山田 哲三

スイス国, 1000 ローザンヌ 22, ペーオー ボックス 347, アブニュ
デュ グレ 55
被請求人 カーベアー—ノタシ ソシエテ アノニム

東京都港区虎ノ門 3 丁目 5 番 1 号 虎ノ門 3 7 森ビル 青和特許法律事務所
代理人弁理士 青木 篤

東京都港区虎ノ門 3 丁目 5 番 1 号 虎ノ門 3 7 森ビル 青和特許法律事務所
代理人弁理士 島田 哲郎

東京都港区虎ノ門 3 - 5 - 1 虎ノ門 3 7 森ビル 青和特許法律事務所
代理人弁理士 三橋 真二

東京都港区虎ノ門 3 - 5 - 1 虎ノ門 3 7 森ビル 青和特許法律事務所
代理人弁理士 谷光 正晴

東京都港区虎ノ門 3 - 5 - 1 虎ノ門 3 7 森ビル 青和特許法律事務所
代理人弁理士 大橋 康史

東京都港区虎ノ門 3 - 5 - 1 虎ノ門 3 7 森ビル 青和特許法律事務所
代理人弁理士 篠崎 正海

上記当事者間の特許第 4700052 号「検査機械および検査方法」の特許無効審判事件についてされた平成 24 年 8 月 22 日付け審決に対し、東京高等裁判所において審決取消の判決（平成 24 年（行ケ）第 10340 号平成 25 年 7 月 8 日判決言渡）があったので、さらに審理のうえ、次のとおり審決する。

結 論

特許第4700052号の請求項1、3ないし18に係る発明についての特許を無効とする。

特許第4700052号の請求項2に係る発明についての審判請求は、成り立たない。

審判費用は、その1分の18を請求人の負担とし、17分の18を被請求人の負担とする。

理 由

第1 手続の経緯

本件特許第4700052号に係る出願（特願2007-509002号）は、平成17年4月15日（パリ条約による優先権主張 2004年4月22日 欧州特許庁）を国際出願日とする出願であって、その特許権の設定登録は平成23年3月11日にされ、その後、請求人株式会社小森コーポレーションから無効審判が請求されたものである。以下、請求以後の経緯を整理して示す。

- （1）平成23年10月27日 審判請求書の提出
- （2）平成24年 2月 9日 答弁書の提出
- （3）平成24年 2月 9日 訂正請求書の提出
- （4）平成24年 5月 8日 口頭審理陳述要領書の提出（請求人より）
- （5）平成24年 6月 5日 口頭審理陳述要領書の提出（被請求人より）
- （6）平成24年 6月13日 上申書の提出（請求人より）
- （7）平成24年 6月19日 口頭審理の実施
- （8）平成24年 7月 3日 上申書の提出（請求人より）
- （9）平成24年 7月13日 上申書の提出（被請求人より）
- （10）平成24年 8月22日 「訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」との審決
- （11）平成24年10月 1日 審決取消訴訟（平成24年（行ケ）第10340号）
- （12）平成25年 7月 8日 審決中、「本件審判の請求は、成り立たない。」及び「審判費用は、請求人の負担とする。」との部分を取り消すとの判決言渡
- （13）平成25年 8月21日 判決は確定し本件無効審判事件の差し戻し

第2 本件訂正と本件発明

1. 本件訂正の内容

平成24年2月9日になされた訂正請求による訂正（以下、「本件訂正」という。）は、特許第4700052号の願書に添付した特許請求の範囲及び明細書を、平成24年2月9日付けの訂正請求書に添付した全文訂正特許請求の範囲（以下、「訂正特許請求の範囲」という。）及び全文訂正明細書（以下、「訂正特許明細書」という。）のとおり訂正しようとするものであって、その訂正の内容は、以下の訂正事項1～6のとおりである。

（1）訂正事項1

願書に添付した特許請求の範囲の請求項1のうち、「第一カメラ」、「第二カメラ」、「第三カメラ」を、それぞれ「第一線形カメラ」、「第二線形カメラ」、「第三線形カメラ」と訂正する。

（2）訂正事項2

願書に添付した特許請求の範囲の請求項1のうち、「第一、第二または第三検査シリンダ（（4，7，12）」を「第一、第二または第三検査シリンダ（4，7，12）」と訂正する。

（3）訂正事項3

願書に添付した特許請求の範囲の請求項2のうち、「前記第一カメラ」を「前記第一線形カメラ」と訂正する。

（4）訂正事項4

願書に添付した特許請求の範囲の請求項7のうち、「グリッパ」を「グリッパ」と訂正する。

（5）訂正事項5

願書に添付した特許請求の範囲の請求項11のうち、「前記第一、第二お

よび第三カメラ（６，９，１４）の各々は、検査を受ける印刷されたシートの継続的線形画像を撮る線形カメラであり、」を「前記第一、第二および第三線形カメラ（６，９，１４）の各々は、検査を受ける印刷されたシートの継続的線形画像を撮り、」と訂正する。

（６）訂正事項６

願書に添付した特許請求の範囲の請求項１３のうち、「透明陽画による第一検査」、「第一検査終了後に」、「第二検査を実行し」、「第二検査終了後に」、「第三検査を実行し」、「第三検査終了後に」を、それぞれ「第一線形カメラにより透明陽画による第一検査」、「第一線形カメラによる第一検査終了後に」、「第二検査を第二線形カメラにより実行し」、「第二線形カメラによる第二検査終了後に」、「第三検査を第三線形カメラにより実行し」、「第三線形カメラによる第三検査終了後に」と訂正する。

２．訂正の可否についての判断

（１）訂正事項１について

訂正事項１は、訂正前の「第一カメラ」、「第二カメラ」、「第三カメラ」を、それぞれ「第一線形カメラ」、「第二線形カメラ」、「第三線形カメラ」へと技術的に限定するものであり、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正に該当する。

また、この訂正は、願書に添付した明細書における「好適には、使用されるカメラは、検査されるシートの継続線形画像を撮影する線形ＣＣＤカメラである。」（段落【００２０】）の記載に基づくものであるから、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内のものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでもない。

（２）訂正事項２について

訂正事項２は、訂正前の「（（４，７，１２））」における二重の左括弧の一つを削除する訂正であるから、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

また、この訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内のものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでもない。

（３）訂正事項３について

訂正事項３は、訂正事項１による特許請求の範囲の減縮を目的とした訂正に伴い、請求項２の記載を整合させるものであるから、明りょうでない記載の釈明を目的とする訂正に該当する。

また、この訂正は、上記訂正事項１について示した理由と同様の理由で、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内のものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもない。

（４）訂正事項４について

訂正事項４は、訂正前の「グリッパ」を「グリッパ」とする訂正であるから、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

また、この訂正は、願書に添付した明細書における「好適には、移送および検査シリンダは単一セットのグリッパを担持し、」（段落【００２３】）の記載に基づくものであるから、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内のものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでもない。

（５）訂正事項５について

訂正事項５は、訂正事項１による特許請求の範囲の減縮を目的とした訂正に伴い、請求項１１の記載を整合させるものであるから、明りょうでない記載の釈明を目的とする訂正に該当する。

また、この訂正は、上記訂正事項１について示した理由と同様の理由で、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内のものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもない。

（６）訂正事項６について

訂正事項 6 は、訂正前の「透明陽画による第一検査」、「第一検査終了後に」、「第二検査を実行し」、「第二検査終了後に」、「第三検査を実行し」、「第三検査終了後に」を、それぞれ「第一線形カメラにより透明陽画による第一検査」、「第一線形カメラによる第一検査終了後に」、「第二検査を第二線形カメラにより実行し」、「第二線形カメラによる第二検査終了後に」、「第三検査を第三線形カメラにより実行し」、「第三線形カメラによる第三検査終了後に」へと技術的に限定するものであり、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正に該当する。

また、この訂正は、上記訂正事項 1 について示した理由と同様の理由で、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内のものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもない。

以上のとおり、訂正事項 1 ～ 6 は、特許請求の範囲の減縮、誤記の訂正又は明瞭でない記載の釈明のいずれかを目的とし、いずれも、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されている事項の範囲内の訂正であり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものではない。

よって、本件訂正は、特許法第 134 条の 2 第 1 項第 1 号ないし第 3 号に掲げる事項を目的とするものであり、特許法第 134 条の 2 第 5 項の規定によって準用する特許法第 126 条第 3 項及び第 4 項の規定に適合するので、当該訂正を認める。

3. 本件発明

訂正後の本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 ないし 18 の記載は、次のとおりである（以下、請求項 1 ないし 18 に係る発明を、それぞれ「本件発明 1」ないし「本件発明 18」といい、これらの発明を総称して「本件発明」という。また、請求項 1 ないし 18 の記載を、それぞれ「本件請求項 1」ないし「本件請求項 18」という。さらに、上記訂正後の本件特許の明細書及び図面を総称して、「本件明細書」という。）。

【請求項 1】

有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート（sheet）形態の印刷物用検査機械であって、

シート供給器（1）を有し、

検査時に印刷されたシートを運ぶための第一検査シリンダ（4）、第一検査シリンダ（4）上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために分析装置に連結された第一照明手段（5）および第一線形カメラ（6）を備えた第一シート検査ユニット、

検査時に印刷されたシートを運ぶための第二検査シリンダ（7）、第二検査シリンダ（7）上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために前記分析装置に連結された第二照明手段（8）および第二線形カメラ（9）を備えた第二シート検査ユニット、

検査時に印刷されたシートを運ぶための第三検査シリンダ（12）、第三検査シリンダ（12）上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために前記分析装置に連結された第三照明手段（13）および第三線形カメラ（14）を備えた第三シート検査ユニット、

印刷されたシートを第一検査ユニットへ連続的に運ぶための入力移送シリンダ（3）、ならびに

印刷されたシートを第三検査ユニットから取り出す出力移送シリンダ（17）を含み、

前記入力移送シリンダ（3）、第一検査シリンダ（4）、第二検査シリンダ（7）、第三検査シリンダ（12）、および前記出力移送シリンダ（17）は、印刷されたシートを前記入力移送シリンダ（3）から第一検査シリンダ（4）、第二検査シリンダ（7）、第三検査シリンダ（12）、および前記出力移送シリンダ（17）へ直接的かつ継続的に運搬するように、相互に対して直接接触する状態で配置され、かつ

第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、第三シート検査ユニット、前記入力移送シリンダ（3）、および前記出力移送シリンダ（17）は、印刷されたシートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、または第三シート検査ユニットにより完了したときのみ

検査済の印刷されたシートを第一、第二または第三検査シリンダ（４、７、１２）から取り出すように構成されている、検査機械。

【請求項２】

前記第一検査シリンダ（４）は透明シリンダであり、前記第一照明手段（５）は前記透明シリンダ内に設置され、かつ前記第一線形カメラ（６）は印刷されたシートを透過して透明陽画で検査するために前記透明シリンダの外側に設置されている、請求項１に記載の検査機械。

【請求項３】

前記第二シート検査ユニットは、印刷されたシートの第一照明側を検査する、請求項１または２に記載の検査機械。

【請求項４】

前記第三シート検査ユニットは、印刷されたシートの第二照明側を検査する、請求項３に記載の検査機械。

【請求項５】

前記第二シート検査ユニットおよび第三シート検査ユニットは、各々少なくとも一つの不可視特徴検査ユニット（１０、１１、１５、１６）を更に含む、請求項１に記載の検査機械。

【請求項６】

前記不可視特徴検査ユニット（１０、１１、１５、１６）は印刷されたシート上にＩＲ、ＵＶまたは磁気特性を検出するための手段を含む、請求項５に記載の検査機械。

【請求項７】

前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）および第三検査シリンダ（１２）は、各々が単一セットのグリッパを担持し、かつ前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）および第三検査シリンダ（１２）の直径は運搬および検査時間を短縮するために縮小されている、請求項１から６のいずれか１に記載の検査機械。

【請求項８】

前記入力移送シリンダ（３）、前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、第三検査シリンダ（１２）および前記出力移送シリンダ（１７）は、印刷されたシートを前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、または第三検査シリンダ（１２）へ移送する入力位置と印刷されたシートを前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、または第三検査シリンダ（１２）から取り出して移送する出力位置との間での前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、および第三検査シリンダ（１２）の各々の上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるようにジグザグ形態に配置されている、請求項１から７のいずれか１に記載の検査機械。

【請求項９】

前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、または第三検査シリンダ（１２）上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長い、請求項８に記載の検査機械。

【請求項１０】

前記出力移送シリンダ（１７）の下流に、欠陥シートをマーキングするために設置されたマーキングユニット（１９、２０）を更に含む、請求項１から９のいずれか１に記載の検査機械。

【請求項１１】

前記第一、第二および第三線形カメラ（６、９、１４）の各々は、検査を受ける印刷されたシートの継続的線形画像を撮り、かつ関連する前記第一、第二または第三検査シリンダ（４、７、１２）上のシート運搬と同期する、請求項１から１０のいずれか１に記載の検査機械。

【請求項１２】

各前記第一、第二および第三検査シリンダは関連する線形カメラの同期運動のためのエンコードを含む、請求項１１に記載の検査機械。

【請求項１３】

有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート（sheet）形態の印刷物の検査方法であって、
 - 印刷された継続シートを、検査のために、第一線形カメラにより透明陽画による第一検査を実行する第一検査ユニットへ供給器から移送し、印刷されたシートを第一検査シリンダ（４）により第一検査ユニットへ運搬し、

- 第一線形カメラによる第一検査終了後に、印刷されたシートを第二検査ユニットへ移送し、印刷されたシートの第一側の第二検査を第二線形カメラにより実行し、印刷されたシートを第二検査シリンダ（ 7 ）により第二検査ユニットへ運搬し、
- 第二線形カメラによる第二検査終了後に、印刷されたシートを第三検査ユニットへ移送し、印刷されたシートの第二側の第三検査を第三線形カメラにより実行し、印刷されたシートを第三検査シリンダ（ 12 ）により第三検査ユニットへ運搬し、
- 第三線形カメラによる第三検査終了後に、印刷されたシートをマーキングユニットへ移送し、かつ検査の一つの結果が欠陥を示す場合に欠陥をマーキングし、かつ
- マーキング実行後に、印刷されたシートを配送ユニットへ運搬し、かつ印刷されたシートが欠陥としてマーキングされているか否かにより配送パイルを分類し、

印刷されたシートの第一検査ユニットから第二検査ユニット、および第二検査ユニットから第三検査ユニットへの移送を、第一検査シリンダ（ 4 ）から第二検査シリンダ（ 7 ）へ、かつ第二検査シリンダ（ 7 ）から第三検査シリンダ（ 12 ）へ、それぞれ直接行う、各工程を含む検査方法。

【請求項 14】

前記第二検査および / または第三検査は印刷されたシート上の可視特徴および / または不可視特徴の検査を含む、請求項 13 に記載の検査方法。

【請求項 15】

各前記検査シリンダの直径は最小運搬および検査時間のために最小である、請求項 13 または 14 に記載の検査方法。

【請求項 16】

印刷されたシートを検査シリンダへ移送する入力位置と印刷されたシートを検査シリンダから取り出して移送する出力位置との間で各検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるように、第一、第二、および第三検査シリンダを配置する工程を含む、請求項 13 から 15 のいずれか 1 に記載の検査方法。

【請求項 17】

前記検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長くなるように選択される、請求項 16 に記載の検査方法。

【請求項 18】

前記第一、第二、および第三検査は、検査中の印刷されたシートの継続的線形画像を撮る線形カメラと、関連する検査シリンダ上のシート運搬との同期運動を含む、請求項 13 から 17 のいずれか 1 に記載の検査方法。

第3 当事者の主張

1. 請求人の主張概要

請求人は、特許第 4700052 号の請求項 1 ～ 18 に係る発明についての特許を無効とする、審判費用は被請求人の負担とするとの審決を求め、無効とすべき理由を次のように主張すると共に、証拠方法として甲第 1 号証～甲第 6 号証を提出している。

（理由 1）

本件発明 1 ～ 12 は、甲第 1 号証に記載された発明及び甲第 2 号証～甲第 6 号証に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、平成 23 年改正前の特許法（「特許法」に関し、以下同じ。）第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

また、本件発明 13 ～ 18 は、甲第 3 号証に記載された発明並びに甲第 1 ～ 2 号証に記載された発明及び甲第 4 ～ 6 号証に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

したがって、本件発明 1 ～ 18 に係る特許は、特許法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し無効とされるべきである。

（理由 2）

本件発明 1 ～ 18 は、願書に添付した明細書の発明の詳細な説明に記載し

たものではなく、本件特許は、特許請求の範囲の記載が特許法第36条第6項第1号に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものである。

したがって、本件発明1～18に係る特許は、特許法第123条第1項第4号に該当し、無効とされるべきである。

〔証拠方法〕

甲第1号証：特開2000-85095号公報
 甲第2号証：特表2001-509746号公報
 甲第3号証：特表2003-532563号公報
 甲第4号証：特開平10-337935号公報
 甲第5号証：特開2001-101473号公報
 甲第6号証：特開昭61-175552号公報

2. 被請求人の主張概要

被請求人は、本件無効審判の請求は認められない、審判費用は請求人の負担とするとの審決を求め、請求人の主張する無効理由にはいずれも理由が無い旨主張すると共に、証拠方法として乙第1号証を提出している。

〔証拠方法〕

乙第1号証：特願2007-509002号（本件出願）の拒絶査定不服審判請求書

第4 甲各号証に記載された事項

（1）甲第1号証

本件特許出願の優先権主張日（以下、「本件優先日」という。）前に頒布された刊行物である甲第1号証（特開2000-85095号公報）には図面と共に次の事項が記載されている。

甲1ア：「シートを保持し周面へ巻き付けながら搬送する第1検査胴と、該第1検査胴の周面に対向して設けられ同第1検査胴により搬送されるシートを検査する第1検査装置と、前記第1検査胴に対接して設けられ同第1検査胴から受け取った前記シートを周面に巻き付けながら搬送する第2検査胴と、該第2検査胴の周面に対向して設けられ同第2検査胴により搬送されるシートを検査する第2検査装置とを備えた検査部と、

前記検査部により検査されたシートに対して印刷を行う印刷部と、を備えた検査輪転印刷機」（【請求項1】）

甲1イ：「有価証券等の印刷においては、絵柄を印刷した上へさらに印章や番号を追加して印刷することが行われ、この種の印刷物は、絵柄用の印刷機でシートに絵柄を印刷し、その後検査輪転印刷機にて絵柄印刷の良否を検査して合格したシートに対して印章や番号を印刷するようにして、管理上の混乱や不良品の発生を避けるようにしている。」（段落【0002】）

甲1ウ：「本実施例は絵柄が印刷されたシートに連続番号と印章を追刷する検査輪転印刷機を例示しており、給紙部1には、絵柄が複数個印刷された多数のシート5を積載する紙積台6が設けられている。そして、紙積台6上のシート5を図示しないサッカ装置で一枚ずつ吸引してフィーダボード7上へ送り出し、スイング装置8により渡し胴9を介して検査部2に給紙するようになっている。

前記検査部2は、シート5を保持し周面へ巻き付けながら搬送する第1検査胴10と、該第1検査胴10の周面に対向して設けられ同第1検査胴10により搬送されるシート5を検査する第1検査装置としての表面検査用カメラ11と、前記第1検査胴10に対接して設けられ同第1検査胴10から受け取った前記シート5を周面に巻き付けながら搬送する第2検査胴12と、該第2検査胴12の周面に対向して設けられ同第2検査胴12により搬送されるシート5を検査する第2検査装置としての裏面検査用カメラ13とを備える。

前記印刷部3は、前記第2検査胴12に対接して設けられ同第2検査胴12から受け取ったシート5を周面に巻き付けながら搬送する第1圧胴14

と、該第 1 圧胴 1 4 により搬送される前記シート 5 に対して印章を印刷する印章胴 1 5 と、・・・を備えている」(段落【0016】～【0018】)

甲 1 エ：「このように構成されるため、給紙部 1 から検査部 2 に送られたシート 5 は、先ず第 1 検査胴 1 0 で表面検査用カメラ 1 1 により表面を検査された後、第 2 検査胴 1 2 に受け渡され、ここで裏面検査用カメラ 1 3 により裏面を検査される。

次に、シート 5 は、第 2 検査胴 1 2 から直接印刷部 3 の第 1 圧胴 1 4 へ受け渡され、」(段落【0025】～【0026】)

甲 1 オ：「前記第 1 圧胴 1 4 と第 2 圧胴 1 9 及び第 1 検査胴 1 0 と第 2 検査胴 1 2 の直径は、前記第 1 ～第 4 番号胴 1 6、1 7、2 0、2 1 の直径の 2 倍になっているので、シート 5 が裏面検査用カメラ 1 3 で検査される位置を通過し、印章胴 1 5 で印刷される位置までの間で印刷の良否が確実に判断され、装置の誤作動が防止される。」(段落【0034】)

甲 1 カ：甲 1 エの「表面検査用カメラ 1 1 により表面を検査された後、・・・裏面検査用カメラ 1 3 により裏面を検査される。」、甲 1 オの「印章胴 1 5 で印刷される位置までの間で印刷の良否が確実に判断され」の各記載によれば、甲 1 アの「輪転印刷機」が、表面検査用カメラ 1 1 及び裏面検査用カメラ 1 3 による検査に基づき印刷の良否を判断するための判断手段を備えていることは明らかである。

甲 1 キ：甲 1 ウの「本実施例は絵柄が印刷されたシートに連続番号と印章を追刷する検査輪転印刷機を例示しており、給紙部 1 には、絵柄が複数個印刷された多数のシート 5 を積載する紙積台 6 が設けられている。そして、紙積台 6 上のシート 5 を図示しないサッカ装置で一枚ずつ吸引してフィードボード 7 上へ送り出し、スイング装置 8 により渡し胴 9 を介して検査部 2 に給紙するようになっている。」の記載及び図 1 における渡し胴 9 及び第 1 検査胴 1 0 の配置からみて、検査輪転印刷機は、給紙部 1 を有し、シート 5 を第 1 検査胴 1 0 へ連続的に運ぶための渡し胴 9 を備えているといえる。

甲 1 ク：甲 1 ウの「第 1 検査胴 1 0 に対接して設けられ同第 1 検査胴 1 0 から受け取った前記シート 5 を周面に巻き付けながら搬送する第 2 検査胴 1 2」、「第 2 検査胴 1 2 に対接して設けられ同第 2 検査胴 1 2 から受け取ったシート 5 を周面に巻き付けながら搬送する第 1 圧胴 1 4」の各記載及び図 1 における渡し胴 9 及び第 1 検査胴 1 0 を含む各胴の配置を参照すれば、渡し胴 9、第 1 検査胴 1 0、第 2 検査胴 1 2 及び第 1 圧胴 1 4 は、相互に対して対接して設けられているものといえる。

以上によれば、甲第 1 号証には、次の発明（以下、「甲 1 発明」という。）が記載されている。

「有価証券等の絵柄が印刷されたシート 5 の検査輪転印刷機であって、給紙部 1 を有し、

前記シート 5 を搬送する第 1 検査胴 1 0、該第 1 検査胴 1 0 により搬送される前記シート 5 を検査する表面検査用カメラ 1 1、前記第 1 検査胴 1 0 に対接して設けられ同第 1 検査胴 1 0 から受け取った前記シート 5 を搬送する第 2 検査胴 1 2、該第 2 検査胴 1 2 により搬送される前記シート 5 を検査する裏面検査用カメラ 1 3、及び表面検査用カメラ 1 1 及び裏面検査用カメラ 1 3 による検査に基づき印刷の良否を判断するための判断手段、

前記シート 5 を第 1 検査胴 1 0 へ連続的に運ぶための渡し胴 9、ならびに第 2 検査胴 1 2 から受け取った前記シート 5 を搬送する第 1 圧胴 1 4 を備え、

前記渡し胴 9、第 1 検査胴 1 0、第 2 検査胴 1 2、及び第 1 圧胴 1 4 は、相互に対し対接して設けられ、印刷されたシートは渡し胴 9 から第 1 検査胴 1 0 に送られ、第 2 検査胴 1 2 に受け渡され、第 1 圧胴 1 4 へ受け渡され、かつ

前記シート 5 は、第 1 検査胴 1 0 で表面検査用カメラ 1 1 により表面を検査された後、第 2 検査胴 1 2 に受け渡される、検査輪転印刷機。」

(2) 甲第2号証

本件優先日前に頒布された刊行物である甲第2号証(特表2001-509746号公報)には図面と共に次の事項が記載されている。

甲2ア:「1. ほぼ撮像装置(34、36)とシート(1)を搬送する少なくとも1つのドラム(17、18)とから成る、処理されたシート(1)を質的に評価するための装置であって、前記ドラムが、シート(1)の始端をつかむ第1の保持装置(27)を備えている形式のものにおいて、前記ドラム(17、18)に、シート(1)の終端をつかむ少なくとも1つの第2の保持装置(28)が設けられていて、該保持装置が、シート(1)の検査前に、シート(1)を緊張する運動を実施するように配置されていることを特徴とする、処理されたシートを質的に評価するための装置。」(第2頁第2~9行)

甲2イ:「シート処理機械機には、処理されたシート1を質的に評価するための装置が組み込まれている。図示の実施例では装置として、枚葉紙の表面及び裏面を印刷する枚葉紙輪転印刷機が使用される。簡略化の理由から、排紙装置8のパイル4、6、7に枚葉紙1を積置きするまでの印刷ユニット後方の枚葉紙搬送装置のみを図示している。

処理されたシートとは、例えば印刷されたシート、エンボシングされたシート又は別の形式で所定の模様を備えたシートのことである。」(第6頁第1~7行)

甲2ウ:「両ドラム17、18のそれぞれには固有の検査装置が配属されている。検査装置はほぼ、照明装置32、33と、撮像装置34、36とから構成されている。実施例では、照明装置32、33として多数のストロボスコープフラッシュ37が設けられていて、このストロボスコープフラッシュ37は、検査すべき枚葉紙を一様に照明するように配置されている。即ち、ストロボスコープフラッシュ37の光流出面の間隔及び角度は、ドラム17、18の周面に対して及び撮像装置34、36の対物レンズに対して適合可能である。

各撮像装置34、36は、少なくとも1つのCCD・エリアカメラ(Flaechenkamera)、有利にはドラム17、18の軸方向で並べて配置された2つのCCD・エリアカメラ34、36から構成されている。検査すべき各枚葉紙のうち、有利には各四分円区分に相応する4つの個々の像が撮影されかつCCD・エリアカメラ34、36の下流側に配置された分析装置において再度重畳されて全体像が形成される。次いでこの全体像は、例えばドイツ国特許公開第4206366号明細書から公知の方法に相応して分析される。4つの個々の像を撮影するために、両CCD・エリアカメラ34、36のそれぞれによって、検査すべき枚葉紙1毎連続する2つの像が撮影される。

単一のCCD・エリアカメラによって枚葉紙の単一の像を撮影することもできる。」(第7頁第18行~第8頁第7行)

甲2エ:「本発明による装置の作用形式は次の通りである。

第1のチェーン搬送装置9のチェーングリッパ装置12は、圧胴(図示せず)から印刷された枚葉紙を受け取る。枚葉紙の表面2及び裏面3の検査は、印刷後初めて、つまり完全に処理した後で初めて行われる、即ち、シート処理機械における排紙前の最後の作業過程として行われる。チェーングリッパ装置12は、枚葉紙1をまず水平方向で、次いで垂直方向で、パイル4、6、7の上方に配置された第2のチェーン搬送装置14に搬送しかつ枚葉紙を第1のドラム17に引き渡す。この場合ドラム17のグリッパ27は、検査すべき枚葉紙の始端をつかむ。ドラム17のほぼ半回転後に、枚葉紙1の終端は吸着部材28の領域に達し、次いでこの吸着部材は吸込み空気で負荷されかつこのようにして枚葉紙1の終端をつかむ。次いで、吸着部材28は、ドラム17の軸方向並びに周方向で運動を実施しかつこのようにして枚葉紙を緊張する。枚葉紙1は、折り目なくドラム17に載着する。実施例では枚葉紙の裏面3はドラム17には面しておらずかつCCD・エリアカメラ34の方向を向いている。ストロボスコープフラッシュ37は、初めに枚葉紙を照明しかつ両CCD・エリアカメラ34は、枚葉紙の先行する半部

から並んで位置する２つの個々の像を撮影する。つまり、枚葉紙１は、最初の個々の像を撮影する前に緊張される。枚葉紙の半分の長さに相応してドラム１７が回転した後で、枚葉紙の後方の半部から後続の２つの個々の像が撮影される。枚葉紙の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で始めて、枚葉紙は枚葉紙の表面２を検査するために第２のドラム１８に引き渡される。第１のドラム１７のグリッパ２７は、枚葉紙１の始端を第２のドラム１８のグリッパ２７に引き渡す。従って、枚葉紙は第２のドラム１８によって搬送されかつ第１のドラム１７上で外向きに位置する枚葉紙の裏面３は内向きに第２のドラム１８の周面３１に載着し、これにより今や枚葉紙の表面２は外向きに位置する。第１のドラム１７及び第２のドラム１８の吸着部材２８が引渡し領域（即ち、両ドラム１７、１８の共通のセンタの領域）に達すると、第１のドラム１７の吸着部材２８の吸込み空気が遮断されかつ第２のドラム１８の吸着部材２８が吸込み空気で負荷される。これによって、枚葉紙の終端は第２のドラム１８の吸着部材２８によってつかまれる。次いで、第２のドラム１８の吸着部材２８は、第２のドラム１８の周方向及び軸方向で移動する。この場合、吸着部材２８によって枚葉紙の終端で生ぜしめられる吸込み力は、枚葉紙が緊張されるが、枚葉紙の引裂き強さを越える前に枚葉紙が吸着部材２８に沿って滑り始めるように、設定されている。

枚葉紙１が第２のドラム１８上で完全に緊張された後で初めて、枚葉紙の表面２の先行する半部の個々の像が撮影される。次いで、枚葉紙の後方半部の２つの個々の像も検出される。この場合にも、枚葉紙の全体像が完全に検出された後で初めて、枚葉紙の始端が第３のチェーン搬送装置１９のチェーングリッパ装置２１に引き渡される。」（第８頁第１３行～第９頁下から６行）

以上によれば、甲第２号証には、次の発明（以下、「甲２発明」という。）が記載されている。

「印刷された枚葉紙１を搬送するドラム１７と、ドラム１７に載着する枚葉紙１の像を撮影する照明装置３２とＣＣＤ・エリアカメラ３４とから構成される検査装置と、

印刷された枚葉紙１を搬送するドラム１８と、ドラム１８に載着する枚葉紙１の像を撮影する照明装置３３とＣＣＤ・エリアカメラ３６とから構成される検査装置と、

から成る印刷された枚葉紙１を質的に評価するための装置であって、

ドラム１７に載着する枚葉紙１の裏面３の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で始めて、枚葉紙１は枚葉紙１の表面２を検査するために第２のドラム１８に引き渡され、ドラム１８に載着する枚葉紙１の全体像が完全に検出された後で初めて、枚葉紙１の始端が第３のチェーン搬送装置１９のチェーングリッパ装置２１に引き渡される、印刷された枚葉紙１を質的に評価するための装置。」

（３）甲第３号証

本件優先日前に頒布された刊行物である甲第３号証（特表２００３－５３２５６３号公報）には図面と共に次の事項が記載されている。

甲３ア：「本発明は両面に印刷された用紙、特に有価用紙のシートを処理するための装置であって、連続的にシートを供給する供給機器と、移送手段と、上記シートを処理するための手段と、少なくとも二つの別個のスタックに分別するための手段とを具備する装置に関し、且つ、この装置を操作する方法に関する。

小切手、証券用紙、銀行券等の有価用紙を印刷するための装置は、現在入手可能な改良型複製手段を用いれば製造が容易になってきている偽造を防止するためにますます高度な技術を駆使したものとなっている。」（段落【０００１】～【０００２】）

甲３イ：「本発明の装置は、印刷品質を検査するための手段と、通し番号および／または付加的な要素を印刷するための手段と、番号を検査するためおよび／または付加的な要素を印刷するための手段と、品質検査手段の一つによって基準を満たしていないとみなされたシートにマークを付けるための手段とを具備することを特徴とする。

この装置は、品質検査の作業、通し番号および／または付加的要素を印刷する作業、この印刷の品質を検査する作業、基準を満たしていないとみなされたシートにマークを付け且つシートを適切なスタックに案内する作業を、単一の通路で実行することを可能にするという利点を有する。」（段落【0007】～【0008】）

甲3ウ：「まず、図1に示した機器は、銀行券等の有価用紙のような用紙の印刷済みシートS用を供給するための供給機器1を具備する。これらシートSは供給ローラ2を介して移送ドラム3に侵入し、矢印F1の方向に回転駆動される第一ドラム4に巻き込まれる。第一ドラム4には、シート的前端部を把持するためのグリッパが設けられる。第一ドラム4には、様々な品質検査を実行することができるように穴が開けられている。これは、把持されたシートの表面を第一ドラム4の内側から調べることができることが必要であることによる。ドラム4内の第一の位置には透過によって検査することができるカメラ5が設けられ、ドラム4の外部には、カメラ5と対面し且つシートに対してカメラ5の反対側においてシートを照らす照明機器6が設けられる。その後、シートは矢印F1の方向に移動し続け、機器8に照らされる反射式光電子検査機器7と対面する。シートは吸引機器9によって規則正しい配置に保持される。本ケースでは、第一ドラム4が品質検査機器7を通して回転しているときに列ずつ品質検査が行われる。その後、シートがドラム4とドラム10との接触地点に到達すると、シートは把持機器によってドラム10へ移り、別の反射式光電子検査機器7'を通過する。このとき、シートは照明機器8'によって照らされ、上述したように列ずつ品質検査が行われ、シートは吸引機器9'によって規則正しく保持される。むろん、ドラム10'は矢印F1の回転方向とは反対向きの矢印F2の方向へ回転し、これにより、ドラム4からドラム10へシートが移るとき、ドラム10の内側を向いているシートの側を変更することができる。ドラム10の構成はドラム4の構成に非常に類似している。その後、シートは、一連の移送ローラ11と、番号付けを行うためおよびアルファベット要素を添付するための二つの要素13および14が作用する印刷ローラ12とを通過する。各印刷要素13および14には、本発明の一部を形成しないインク充填組立体によりインクが充填される。ローラ13および14には、このタイプの装置には通常存在するクリーニング機器が設けられる。」（段落【0023】）

甲3エ：「シートに番号付けが行われた後、シートは番号付けの印刷品質を検査するための光電子機器17を通過する。次いで、シートSはチェーン式移送機器18に巻き上げられ、そしてマーク機器19を通過する。この機器19は、反射または透過による印刷の品質検査の間に、または番号の印刷品質を検査するための機器によって欠陥があるとみなされたシートの上方部分にマークを付ける。機器20は、基準を満たしていないとみなされたシートに機器19によって実際にマークが付けられているが否かを検出し、その後、シートは蓄積機器に向かう。蓄積機器は、良好であるとみなされたシート用の第一スタック21と、スクラップであるとみなされたシート用の第二スタック22とを有し、さらに、良好であるとみなされたシートを保持するか、または処理中の装置の突然の停止や故障の後の、検査または番号付けのされていないシートを保持する第三スタック23を有してもよい。なお、検査または番号付けのされていないシートはもう一度装置を通さなければならない。」（段落【0026】）

甲3オ：「図1において説明した装置は、最も完全な形態であり、シートSのスタックSから、反射または透過によって印刷品質の検査を行い、その後、例えば組立体15を用いて補足的な印刷を行い、サインまたは日付の添付を行い、またはその両方を行い、そして番号付けを行い、その後、印刷品質を検査し、欠陥のあるシート上にマークを付ける機器を介して移送し、そして、基準を満たしているシートを基準を満たしていないシートから、および付加的に処理が行われていないシート、すなわち検査または番号付けが行われていないシートから分別するための蓄積機器に移送する。」（段落【0031】）

以上によれば、甲第3号証には、次の発明（以下、「甲3発明」という。）が記載されている。

「銀行券等の有価用紙のような用紙の印刷済みシートを処理するための装置を操作する方法であって、

連続的に前記シートを供給する供給機器 1 を具備し、前記シートは供給ローラ 2 を介して移送ドラム 3 に侵入し、矢印 F 1 の方向に回転駆動されるドラム 4 に巻き込まれ、

ドラム 4 内の第一の位置には透過によって検査することができるカメラ 5 が設けられ、ドラム 4 の外部には、カメラ 5 と対面し且つ前記シートに対してカメラ 5 の反対側において前記シートを照らす照明機器 6 が設けられ、前記シートは移動し続け、機器 8 に照らされる反射式光電子検査機器 7 と対面し、第一ドラム 4 が品質検査機器 7 を通って回転しているときに品質検査が行われ、

その後、前記シートがドラム 4 とドラム 10 との接触地点に到達すると、前記シートは把持機器によってドラム 10 へ移り、別の反射式光電子検査機器 7' を通過し、前記シートは照明機器 8' によって照らされ、品質検査が行われ、

次いで、前記シートはチェーン式移送機器 18 に巻き上げられ、そしてマーク機器 19 を通過し、この機器 19 は、反射または透過による印刷の品質検査の間に欠陥があるとみなされた前記シートにマークを付け、

その後、前記シートは蓄積機器に向かい、基準を満たしている前記シートを基準を満たしていない前記シートから分別する方法。」

(4) 甲第 4 号証

本件優先日前に頒布された刊行物である甲第 4 号証（特開平 10 - 337935 号公報）には図面と共に次の事項が記載されている。

甲 4 ア：「赤外領域では白色光下と異なった分光特性を有する赤外線インキを用いて証券印刷製品を印刷することができる印刷機に、印刷され搬送される前記証券印刷製品に対して赤外光を照射する赤外線照射手段と、赤外光が照射された前記証券印刷製品の画像を取り込む画像取込手段とを設けると共に、前記赤外線インキにより正規に印刷された前記証券印刷製品に赤外光を照射して得られた画像を予め基準値として記憶した記憶装置と、前記記憶装置に記憶されている基準値の画像を読み出し、前記画像取込手段により取り込まれた画像と比較し、一定の許容値内から外れるか否かを判断する判定手段とを有することを特徴とする赤外線反射吸収インキを用いた印刷物の検査装置。」（【請求項 1】）

甲 4 イ：「本発明の一実施例に係る赤外線印刷物検査装置を図 1 及び図 2 に示す。同図に示すように、本実施例は、小型凹版印刷機に複数の密着型ラインセンサ 3 を配置し、信号処理装置 12、パーソナルコンピュータ 11 と接続して、銀行券等シート 14 をオンラインで検査できるように構成したものである。即ち、一定速度で回転する圧胴 13 には、印刷後の銀行券等シート 14 が密着して搬送されると共にこの銀行券等シート 14 には小切れ面（以下、検査対象と言う）が横に 3 列に配列されている。

この銀行券等シート 14 の各検査対象の列に対応して、それぞれ、密着型ラインセンサ 3 が設けられており、各ラインセンサ 3 はそれぞれ信号処理装置 12 へ接続している。密着型ラインセンサ 3 は、前述したように、赤外 LED アレイ、結像光学部品、フォトダイオードアレイ、画像信号制御 IC で構成され、検査対象の赤外画像を検出し、時系列に画像の濃淡に比例する信号を出力する。」（段落【0020】～【0021】）

甲 4 ウ：「ロータリーエンコーダー 1 は、時間に関係なく圧胴 13 が一定角度回転する毎に図 6（a）に示すパルスを出力する機器であり、このパルスを利用して、図 6（c）～（e）に示すように、各ラインセンサ 3 のスキャン、A/D コンバータ 9 等の動作開始を制御する。図 6（b）は基準クロックである。光電スイッチ 2 は、検査対象が各ラインセンサ 3 へ進入したときに図 6（f）に示す信号を出力する機器であり、その信号により、図 6（g）に示すように、画像信号を A/D 変換して画像メモリー 10 に保存する。」（段落【0023】）

甲 4 エ：「検査の際には、各ラインセンサ 3 における赤外 LED の光量を設定し、印刷の為に銀行券等シート 14 を供給し、圧胴 13 にて搬送中に印刷

され、そのまま圧胴に密着して搬送されるときに、印刷済の銀行券等シート 14 を各ラインセンサ 3 にて、各検査対象の画像を取り込む。尚、各ラインセンサ 13 による検出は、圧胴上に限らず、印刷後から排紙されるまでの間における胴上又はチェーングリッパでの搬送中に行なっても良い。」（段落【0028】）

以上によれば、甲第 4 号証には、次の発明（以下、「甲 4 発明」という。）が記載されている。

「検査の際には、各ラインセンサ 3 における赤外 LED の光量を設定し、印刷の為に銀行券等シート 14 を供給し、圧胴 13 にて搬送中に印刷され、そのまま圧胴に密着して搬送されるときに、印刷済の銀行券等シート 14 をロータリーエンコーダー 1 で動作開始を制御する各ラインセンサ 3 にて、各検査対象の画像を取り込む、赤外線印刷物検査装置。」

（ 5 ）甲第 5 号証

本件優先日前に頒布された刊行物である甲第 5 号証（特開 2001-101473 号公報）には図面と共に次の事項が記載されている。

甲 5 ア：「絵柄を有する紙葉類に光を照射して、該紙葉類から得られる透過光と反射光の内、少なくとも反射光を受光して前記紙葉類の絵柄を対象として識別する紙葉類識別装置」（段落【0009】）

甲 5 イ：「図 1 は、本発明に係る紙葉類（以下、「紙幣」を例とする）識別装置の主要部の構成例をブロック図で示している。図 1 において、光学センサ部 10 は、図示しない紙幣搬送路上の所定の位置に、紙葉類 1 の搬送方向に直行して多数の検出器を配列したもので、LED アレイ、フォトダイオードアレイなどから成るイメージラインセンサで構成される。光学センサ部 10 では、紙幣 1 が搬送されるのに伴い紙幣上を面状に走査し、紙幣上の各位置での反射光や透過光など物理量の分布を検出する。」（段落【0013】）

甲 5 ウ：「図 2 は、多波長光源を有する透過 / 反射型ラインセンサ 100 の構成例を示している。ラインセンサ 100 は長形状の対向した発光部 110 及び受発光部 120 で成っており、被識別媒体としての紙幣は、発光部 110 及び受発光部 120 の間の紙幣通路を搬送されるようになっている。」（段落【0020】）

以上によれば、甲第 5 号証には、次の発明（以下、「甲 5 発明」という。）が記載されている。

「絵柄を有する紙葉類に光を照射して、該紙葉類から得られる透過光と反射光の内、少なくとも反射光を受光して前記紙葉類の絵柄を対象として識別する紙葉類識別装置であって、紙幣は、イメージラインセンサ 100 の発光部 110 及び受発光部 120 の間の紙幣通路を搬送されるようになっている、紙葉類識別装置」

（ 6 ）甲第 6 号証

本件優先日前に頒布された刊行物である甲第 6 号証（特開昭 61-175552 号公報）には図面と共に次の事項が記載されている。

甲 6 ア：「シートに光を反射または透過させ、その光量変化を光電検知することにより、シート上或いは内部に存在する欠陥を検出する方法において、同一欠陥に対して反射型光量変化として得られる電気信号レベル値と、透過型光量変化として得られる電気信号レベル値とを演算することにより、虫に起因する欠陥を判別することを特徴とする欠陥シートの検出方法。」（第 1 頁左下欄第 4 ～ 11 行）

甲 6 イ：「第 2 図は、平判シート（1）の両面チェックに本発明の方法を適用する場合を示す。

装置は主に供給部（19）、検出部（20）、排出部（21）で構成され

ている。

供給部は、例えばグリッパチェーンを用いて平判シートを所定のパスで移送させる方法や上下に設けられたシート送りコンベアで平判シートを挟みながら送る方法などの公知手段も採用できるが、枚葉印刷機のシートバイシート方式のフィーダーを採用することによって高速運転することも可能である。

本発明の主要部をなす検出部（２０）では、スインググリッパ・付きロール（２２）、第１段検査ロール（２３）、第２段検査ロール（２４）、第３段検査ロール（２５）が各々の側面を接しながらほぼ水平に配置されている。各検査ロールには、図示されていないが送られてくる平判シートの先端部をくわえて次工程に送ることができるように、印刷機の圧胴などで使用されるグリッパ装置が設置されている。

第１段検査ロール（２３）の上方には、シート上面をチェックする反射型欠陥検出装置（２）が、第２段検査ロール（２４）の下方には、シート下面をチェックする反射型欠陥検出装置（５）が設けられ、第３段検査ロール（２５）は透過光で平判シートをチェックするべく、アクリル系樹脂製の透明または半透明の中空パイプを使用しており、内部に投光器（９）、上方に受光器（１０）が配設されており透過型欠陥検出装置（８）として作用するように構成されている。」（第３頁左下欄第７行～右下欄第１５行）

甲６ウ：「本発明の方法に係る欠陥検出装置を使用すれば、虫に起因する欠陥を極めて簡単に且つ精度よく判別できる。従って、処理能力が非常に増加する上、クレーム発生時に必要とした経費の節減がはかれるとともに、作業員に掛かっていた手間及び負担が大巾に軽減される。」（第５頁左上欄下から５行～右上欄第１行）

以上によれば、甲第６号証には、次の発明（以下、「甲６発明」という。）が記載されている。

「シートに光を反射または透過させ、その光量変化を光電検知することにより、シート上或いは内部に存在する欠陥を検出する欠陥検出装置において、欠陥検出装置は、供給部（１９）、検出部（２０）、排出部（２１）で構成され、検出部（２０）では、第１段検査ロール（２３）の上方には、シート上面をチェックする反射型欠陥検出装置（２）が、第２段検査ロール（２４）の下方には、シート下面をチェックする反射型欠陥検出装置（５）が設けられ、第３段検査ロール（２５）は透過光で平判シートをチェックするべく、アクリル系樹脂製の透明または半透明の中空パイプを使用しており、内部に投光器（９）、上方に受光器（１０）が配設されており透過型欠陥検出装置（８）として作用するように構成され、虫に起因する欠陥を判別できる、欠陥検出装置。」

第５ 当審の判断１（無効理由２について）

無効理由１の検討に先立ち、無効理由２について検討する。

１．請求人の主張

請求人は、無効理由２につき、概ね次のように主張している。

（ア）審判請求書第２８頁

検査が完了したときのみシートをシリンダから取り出すことは本件発明１及び本件発明１３の重要な特徴である。

（イ）審判請求書第２８～２９頁

本件明細書段落【００２１】には、「入力位置と出力位置間において検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長は、検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長くなるように選択される。」と記載されているが、願書に添付した図面（以下、「特許図面」という。）の図１に示すように、特に、第２検査装置１０及び第三検査装置１６は、シリンダ上で出力位置に近い位置にあるので、これらにより検査が完了する前に、シートの次のシリンダへの引き取りが開始されてしまう。カメラが線形カメラである場合には、線形カメラからシートの出力位置までの距離はシートの長さ以上なければならない。シート運搬長がシートの長さよりも僅かに長いだけでは、シートを検査シリンダから取り出す前に検査を完了することができない。

（ウ）口頭審理陳述要領書第１８頁

また、特許図面の図１では、第一カメラ６、第二カメラ９及び第三カメラ

14が向いている検査リング上の位置は、シートの入力位置は角度にしてそれぞれ約40度、約53度、約65度離れているから、第一カメラ6、第二カメラ9及び第三カメラ14も、シートの入力位置直後を撮像するように配置されていない。

(エ) 審判請求書第29頁

したがって、本件発明1及びそれに従属する本件発明2～12並びに本件発明13及びそれに従属する本件発明14～18は、特許明細書の発明の詳細な説明に記載したものではない。

2. 本件明細書の記載事項

本件明細書には、次の事項が記載されている。

記載事項A：

「本発明の課題は、既知検査機械および方法を改良することにある。

特に、本発明の課題は、印刷されたシートの検査を実行するために必要な運搬および検査時間を最適化することにある。

本発明の他の課題は、コンパクト形態の検査機械の構築を可能にすることにある。

更に、本発明の課題は、簡単かつ信頼性のある検査機械および方法を提供することにある。」(段落【0006】～【0009】)

記載事項B：

「第二検査ユニットは、シート上のIR、UV、磁気特徴等の不可視特徴の存在を検査(inspection)かつ調査もしくは照合(check)するために、図1に参照番号10および11で示された第二検査装置を更に含む。これらの装置は、付加的検査をするために、適宜ランプ(UV)および検出器(IR、磁気)を含む。」(段落【0016】)

記載事項C：

「第三検査ユニットは、第二検査ユニットと同様に、シート上のIR、UV、磁気特徴等の不可視特徴の存在を検査(inspection)かつ調査もしくは照合(check)するために、図1に参照番号15および16で示された第三検査装置を更に含む。従って、これらの付加的装置は、付加的検査をするために、適宜ランプ(UV)および検出器(IR、磁気)を含む。」(段落【0018】)

記載事項D：

「好適には、使用されるカメラは、検査されるシートの継続線形画像を撮影する線形CCDカメラである。従って、検査されるシート全体の適正画像を撮るためには、カメラは、シリンダ4、7、12のエンコーダを介してそれらのシリンダ上に運搬されるシートと同期する。各シリンダ4、7、12のエンコーダリーディングとカメラ画像撮影間の完全一致のために、シートは、次の検査シリンダへ移送される前に、完全に検査されなければならない。各シリンダの相対的位置は、移送前の完全検査のかかる条件が維持されるように、する必要がある。この場合、シートは適正に検査され、かつ一つのシリンダから他のシリンダへの移送動作は検査動作それ自体に影響を与えない。」(段落【0020】)

記載事項E：

「好適には、移送シリンダおよび検査シリンダ3、4、7、12、17は図1に示されたようにジグザグ状態に配置される。即ち、印刷されたシートを検査シリンダへ移送する入力位置(即ち供給場所)と印刷されたシートを検査シリンダから取り出して移送する出力位置(即ち採取場所)との間での各検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるようにジグザグ形態に配置される。特に、入力位置と出力位置間において検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長は、検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長くなるように選択される。理解されるように、この形態は検査ユニットを通るシートの全運搬通路を最小限まで縮小し、それによりシートの運搬および検査時間の短縮を可能にする。実際に、図1の機械の図示形態により、第一検査シリンダ4上の入力位置と第三検査シリンダ12の出力位置間の運搬長は検査されたシートの長さの三倍よりも僅かに大

きい。最小寸法のシリンダを組み合わせても、非常にコンパクトな形態の機械構成を可能にする。」(段落【0021】)

記載事項F：

「好適には、移送および検査シリンダは単一セットのグリッパを担持し、従って各シリンダは一回に一枚のシートを運搬するように構成され、かつシリンダの直径は、検査終了後にのみ所定の移送条件を維持しながら短時間運搬および検査のために最小にされる。」(段落【0023】)

記載事項G：

「【図1】本発明による検査機械の一形態を示す。」(【図面の簡単な説明】)

3. 本件発明について

(1) 本件発明1について

請求人が本件発明1の重要な特徴であるとする「検査が完了したときのみシートをシリンダから取り出すこと」に関連し、上記記載事項Aの「本発明の課題は、簡単かつ信頼性のある検査機械および方法を提供すること」、記載事項Dの「各シリンダの相対的位置は、移送前の完全検査のかかる条件が維持されるように、する必要がある。この場合、シートは適正に検査され、かつ一つのシリンダから他のシリンダへの移送動作は検査動作それ自体に影響を与えない。」の各記載を特に参照すれば、本件発明1は、「簡単かつ信頼性のある検査機械」を提供し、「シートは適正に検査され、かつ一つのシリンダから他のシリンダへの移送動作は検査動作それ自体に影響を与えない」ことを技術課題の一つとして含むものである。

また、本件明細書の発明の詳細な説明には、「シートは、次の検査シリンダへ移送される前に、完全に検査され」、「各シリンダの相対的位置は、移送前の完全検査のかかる条件が維持されるように、する」ことにより、当該技術課題が解決できることが示されている(記載事項D)。

一方、本件請求項1の記載に接した当業者であれば、本件発明1の「検査機械」が、「第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、第三シート検査ユニット、前記入力移送シリンダ(3)、および前記出力移送シリンダ(17)は、印刷されたシートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、または第三シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを第一、第二または第三検査シリンダ(4、7、12)から取り出すように構成されている」ことにより、「シートは適正に検査され、かつ一つのシリンダから他のシリンダへの移送動作は検査動作それ自体に影響を与えない」ことを、本件請求項1の記載から読み取ることができるものである。

そして、本件請求項1に記載の「第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、第三シート検査ユニット、前記入力移送シリンダ(3)、および前記出力移送シリンダ(17)は、印刷されたシートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、または第三シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを第一、第二または第三検査シリンダ(4、7、12)から取り出すように構成されている」ことは、上記記載事項Dの「シートは、次の検査シリンダへ移送される前に、完全に検査され」、「各シリンダの相対的位置は、移送前の完全検査のかかる条件が維持されるように、する」ことに実質的に対応するものである。

してみると、本件請求項1に記載された「第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、第三シート検査ユニット、前記入力移送シリンダ(3)、および前記出力移送シリンダ(17)は、印刷されたシートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、または第三シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを第一、第二または第三検査シリンダ(4、7、12)から取り出すように構成されている」発明は、発明の詳細な説明に記載された発明であって、かつ、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものではない。

続いて、請求人の上記主張(イ)～(ウ)についても言及する。

一般に、願書に添付される図面は、設計図面に要求されるような正確性を

もって描かれているとは限らないものであることを踏まえれば、特許図面の図1も、「本発明による検査機械の一形態」(記載事項G)が概略的に示されているものと解することができる。

そして、本件請求の範囲及び本件明細書に、各検査シリンダにおける線形CCDカメラ(6、9、14)、第2検査装置(10、11)及び第3検査装置(15、16)の配置位置を厳密に特定するための数値等を用いた具体的記載がなくても、特許図面のみならず、本件明細書の上記記載事項D～Fの各記載内容も総合して併せみれば、各検査シリンダ(4、7、12)に対し、線形CCDカメラ(6、9、14)、第2検査装置(10、11)及び第3検査装置(15、16)を配置するに当たり、各カメラ及び各検査装置を「シートは、次の検査シリンダへ移送される前に、完全に検査されなければならない」(記載事項D)という条件を満たす範囲で入力位置と出力位置の間の適宜位置に配置すれば良いことは、当業者であれば普通に理解できるところである。

してみると、各検査シリンダの入力位置及び出力位置と、各カメラ(6、9、14)、第2検査装置(10、11)及び第3検査装置(15、16)の各配置位置とに関し、それぞれの位置の間の離間距離ないし離間角度等を、概略図である特許図面の図1上において実測し、仮に、それらの実測値が「シートを検査シリンダから取り出す前に検査を完了することができない」値であったとしても、このことをもって、本件発明1が「シートを検査シリンダから取り出す前に検査を完了することができない」発明であるとも、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものであるともいえない。

よって、請求人の主張は採用できない。

以上のとおり、本件発明1は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載した発明であり、本件発明1に係る特許は、特許法第36条第6項第1号に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものではないから、本件発明1に係る特許についての無効理由2には理由がない。

(2) 本件発明2～12について

本件発明2～12は、本件発明1の発明特定事項をすべて含み、さらに、他の発明特定事項を付加したものに相当する発明である。

そして、本件発明2～12において付加された各発明特定事項は、それぞれ本件明細書に記載された事項であり、しかも、これら各発明特定事項を本件発明1に付加することにより、本件請求項2～12の記載が、発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものとなるものでもない。

よって、本件発明2～12は、本件発明1について示した理由と同様の理由により、本件明細書の発明の詳細な説明に記載した発明であり、本件発明2～12に係る特許は、特許法第36条第6項第1号に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものではないから、本件発明2～12に係る特許についての無効理由2には理由がない。

(3) 本件発明13について

請求人が本件発明13の重要な特徴であるとする「検査が完了したときのみシートをシリンダから取り出すこと」に関連し、上記記載事項A及び記載事項Dの各記載を特に参照すれば、本件発明13も、「簡単かつ信頼性のある検査機械および方法を提供」し、「シートは適正に検査され、かつ一つのシリンダから他のシリンダへの移送動作は検査動作それ自体に影響を与えない」ことを技術課題の一つとして含むものであり、また、本件明細書の発明の詳細な説明には、「シートは、次の検査シリンダへ移送される前に、完全に検査され」、「各シリンダの相対的位置は、移送前の完全検査のかかる条件が維持されるように、する」ことにより、当該技術課題が解決できることが示されている(記載事項D)。

一方、本件請求項13の記載に接した当業者であれば、本件発明13の「検査方法」が、「第一線形カメラによる第一検査終了後に、印刷されたシートを第二検査ユニットへ移送し」、「第二線形カメラによる第二検査終了後に、印刷されたシートを第三検査ユニットへ移送し」、「第三線形カメラによる第三検査終了後に、印刷されたシートをマーキングユニットへ移送し」及び「印刷されたシートの第一検査ユニットから第二検査ユニット、お

よび第二検査ユニットから第三検査ユニットへの移送を、第一検査シリンダ（４）から第二検査シリンダ（７）へ、かつ第二検査シリンダ（７）から第三検査シリンダ（１２）へ、それぞれ直接行う」という発明特定事項を具備することにより、少なくとも第一線形カメラ、第二線形カメラ及び第三線形カメラを用いた検査について、「シートは適正に検査され、かつ一つのシリンダから他のシリンダへの移送動作は検査動作それ自体に影響を与えない」という技術課題が解決できることを、本件請求項１３の記載から読み取ることができるものである。

そして、本件請求項１３に記載された「第一線形カメラによる第一検査終了後に、印刷されたシートを第二検査ユニットへ移送し」、「第二線形カメラによる第二検査終了後に、印刷されたシートを第三検査ユニットへ移送し」、「第三線形カメラによる第三検査終了後に、印刷されたシートをマーキングユニットへ移送し」及び「印刷されたシートの第一検査ユニットから第二検査ユニット、および第二検査ユニットから第三検査ユニットへの移送を、第一検査シリンダ（４）から第二検査シリンダ（７）へ、かつ第二検査シリンダ（７）から第三検査シリンダ（１２）へ、それぞれ直接行う」という事項は、上記記載事項Ｄの「シートは、次の検査シリンダへ移送される前に、完全に検査され」、「各シリンダの相対的位置は、移送前の完全検査のかかる条件が維持されるように、する」ことに実質的に対応するものである。

してみると、本件請求項１３に記載された「第一線形カメラによる第一検査終了後に、印刷されたシートを第二検査ユニットへ移送し」、「第二線形カメラによる第二検査終了後に、印刷されたシートを第三検査ユニットへ移送し」、「第三線形カメラによる第三検査終了後に、印刷されたシートをマーキングユニットへ移送し」、「印刷されたシートの第一検査ユニットから第二検査ユニット、および第二検査ユニットから第三検査ユニットへの移送を、第一検査シリンダ（４）から第二検査シリンダ（７）へ、かつ第二検査シリンダ（７）から第三検査シリンダ（１２）へ、それぞれ直接行う」発明は、発明の詳細な説明に記載された発明であって、かつ、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものではない。

また、本件発明１３についての請求人の上記主張（イ）～（ウ）も、上記「３．本件発明１について」において言及した理由と同様の理由により採用できない。

したがって、本件発明１３は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載した発明であり、本件発明１３に係る特許は、特許法第３６条第６項第１号に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものではないから、本件発明１３に係る特許についての無効理由２には理由がない。

（４）本件発明１４～１８について

本件発明１４～１８は、本件発明１３の発明特定事項をすべて含み、さらに、他の発明特定事項を付加したものに相当する発明である。

そして、本件発明１４～１８において付加された各発明特定事項は、それぞれ本件明細書に記載された事項であり、しかも、これら各発明特定事項を本件発明１３に付加することにより、本件請求項１４～１８の記載が、発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものとなるものでもない。

よって、本件発明１４～１８は、本件発明１３について示した理由と同様の理由により、本件明細書の発明の詳細な説明に記載した発明であり、本件発明１４～１８に係る特許は、特許法第３６条第６項第１号に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものではないから、本件発明１４～１８に係る特許についての無効理由２には理由がない。

第６ 当審の判断２（無効理由１について）

１．本件発明１について

１－１ 対比

本件発明１と甲１発明とを対比する。

（ア）甲１発明の「有価証券等の絵柄が印刷されたシート５」は、文言の意味、機能又は構造等からみて本件発明１の「有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート（sheet）形態の印刷物」に相当し、以下同様に、「給紙部１」は「シート供給器（１）」に、

「前記シート５」は「印刷されたシート」に、「表面検査用カメラ１１及び裏面検査用カメラ１３による検査に基づき印刷の良否を判断するための判断手段」は「分析装置」に、「渡し胴９」は「入力移送シリンダ（３）」に、それぞれ相当する。

（イ）甲１発明において、「シート５は、第１検査胴１０で表面検査用カメラ１１により表面を検査され」るのであるから、甲１発明の「検査輪転印刷機」は本件発明１の「検査機械」に相当し、また、甲１発明の「有価証券等の絵柄が印刷されたシート５の検査輪転印刷機」は、本件発明１の「有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート（sheet）形態の印刷物用検査機械」に相当する。

（ウ）甲１発明の「第１検査胴１０」と「表面検査用カメラ１１」とは一のシート検査ユニットを構成し、同様に、「第２検査胴１２」と「裏面検査用カメラ１３」とは別のシート検査ユニットを構成しているものといえ、また、甲１発明は、「表面検査用カメラ１１及び裏面検査用カメラ１３による検査に基づき印刷の良否を判断するための判断手段」を備えていることから、「表面検査用カメラ１１及び裏面検査用カメラ１３」は「判断手段」と通信可能に連結されていることは明らかである。

さらに、甲１発明の「第１検査胴１０」及び「第２検査胴１２」並びに本件発明１の「第一検査シリンダ（４）」、「第二検査シリンダ（７）」及び「第三検査シリンダ（１２）」は、いずれも“検査シリンダ”である点で共通し、甲１発明の「表面検査用カメラ１１」及び「裏面検査用カメラ１３」並びに本件発明１の「第一線形カメラ（６）」、「第二線形カメラ（９）」及び「第三線形カメラ（１４）」はいずれも“カメラ”である点で共通するものである。

よって、甲１発明の

「前記シート５を搬送する第１検査胴１０、該第１検査胴１０により搬送される前記シート５を検査する表面検査用カメラ１１、前記第１検査胴１０に対接して設けられ同第１検査胴１０から受け取った前記シート５を搬送する第２検査胴１２、該第２検査胴１２により搬送される前記シート５を検査する裏面検査用カメラ１３、表面検査用カメラ１１及び裏面検査用カメラ１３による検査に基づき印刷の良否を判断するための判断手段」及び本件発明１の

「検査時に印刷されたシートを運ぶための第一検査シリンダ（４）、第一検査シリンダ（４）上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために分析装置に連結された第一照明手段（５）および第一線形カメラ（６）を備えた第一シート検査ユニット、

検査時に印刷されたシートを運ぶための第二検査シリンダ（７）、第二検査シリンダ（７）上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために前記分析装置に連結された第二照明手段（８）および第二線形カメラ（９）を備えた第二シート検査ユニット、

検査時に印刷されたシートを運ぶための第三検査シリンダ（１２）、第三検査シリンダ（１２）上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために前記分析装置に連結された第三照明手段（１３）および第三線形カメラ（１４）を備えた第三シート検査ユニット」

に関し、甲１発明と本件発明１とは、“検査時に印刷されたシートを運ぶための検査シリンダ、該検査シリンダ上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために前記分析装置に連結されたカメラを備えたシート検査ユニットを複数組合む”点で共通している。

（エ）甲１発明の「前記シート５を第１検査胴１０へ連続的に運ぶための渡し胴９」と本件発明１の「印刷されたシートを第一検査ユニットへ連続的に運ぶための入力移送シリンダ（３）」とは、“印刷されたシートを最上流のシート検査ユニット連続的に運ぶための入力移送シリンダ（３）”の点で共通しており、同様に、甲１発明の「第２検査胴１２から受け取った前記シート５を搬送する第１圧胴１４」と本件発明１の「印刷されたシートを第三検査ユニットから取り出す出力移送シリンダ（１７）」とは、“印刷されたシートを最下流のシート検査ユニットから取り出す移送シリンダ”の点で共通している。

また、甲 1 発明の「前記渡し胴 9、第 1 検査胴 10、第 2 検査胴 12、及び第 1 圧胴 14」の配置について、「相互に対し対接して設けられ」は、「相互に対して直接接触する状態で配置され」ることと技術的に同一の状態と解されるから、甲 1 発明と本件発明 1 とは、各シリンダの配置に関し、「入力移送シリンダ (3)、複数のシート検査ユニットの各検査シリンダおよび移送シリンダは、印刷されたシートを前記入力移送シリンダ (3) から各検査シリンダおよび前記移送シリンダへ直接的かつ継続的に運搬するように、相互に対して直接接触する状態で配置され」る点で共通し、さらに、甲 1 発明と本件発明 1 とは、「各シート検査ユニット、入力移送シリンダ (3)、および移送シリンダは、印刷されたシートの検査が各シート検査ユニットによりされた後に検査済の印刷されたシートを各検査シリンダから取り出すように構成されている」点でも共通している。

以上の (ア) ~ (エ) によれば、本件発明 1 と甲 1 発明との一致点及び相違点は、次のとおりである。

(一致点)

有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート (sheet) 形態の印刷物用検査機械であって、

シート供給器 (1) を有し、

検査時に印刷されたシートを運ぶための検査シリンダ、該検査シリンダ上に運搬される間に印刷されたシートの画像を撮影するために前記分析装置に連結されたカメラを備えたシート検査ユニットを複数組み、

印刷されたシートを最上流のシート検査ユニットへ連続的に運ぶための入力移送シリンダ (3)、及び

印刷されたシートを最下流のシート検査ユニットから取り出す移送シリンダを含み、

前記入力移送シリンダ (3)、複数のシート検査ユニットの各検査シリンダおよび前記移送シリンダは、印刷されたシートを前記入力移送シリンダ (3) から各検査シリンダおよび前記移送シリンダへ直接的かつ継続的に運搬するように、相互に対して直接接触する状態で配置され、かつ

各シート検査ユニット、前記入力移送シリンダ (3)、および前記移送シリンダは、印刷されたシートの検査が各シート検査ユニットによりされた後に検査済の印刷されたシートを各検査シリンダから取り出すように構成されている、検査機械。

(相違点 1 - 1)

本件発明 1 では、複数組のシート検査ユニットの組数が 3 組であり、各シート検査ユニットが備えるカメラは線形カメラであるのに対し、甲 1 発明では、複数組のシート検査ユニットの組数が 2 組であり、各シート検査ユニットが備えるカメラは線形カメラであるのか否か不明な点。

(相違点 1 - 2)

本件発明 1 のシート検査ユニットは、照明手段を備えているのに対し、甲 1 発明のシート検査ユニットは、照明手段を備えているのか否か不明な点。

(相違点 1 - 3)

本件発明 1 では、各シート検査ユニット、入力移送シリンダ (3)、および移送シリンダは、「印刷されたシートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、または第三シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを第一、第二または第三検査シリンダ (4、7、12) から取り出すように構成されている」のに対し、甲 1 発明では、各シート検査ユニット、前記入力移送シリンダ (3)、および移送シリンダは、印刷されたシートの検査が各シート検査ユニットによりされた後に検査済の印刷されたシートを各検査シリンダから取り出してはいるものの、印刷されたシートの検査が各シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを各検査シリンダから取り出すように構成されているのか否かは不明な点。

(1) 相違点 1 - 1 について

a . 請求人の主張概要

請求人は審判請求書第 18 頁において、同様の構成の検査ユニットを二つ設けることは単なる設計事項である旨の主張をしている。また、口頭審理陳述要領書の第 9 頁において、「請求項 1 におけるカメラを公知の線形カメラに特定したとしても何ら発明特定事項を限定したことにはならず」、「線形カメラを使用したからといってシリンダ径が小さくなるというものでもない。」と主張している。

b . 被請求人の主張概要

被請求人は答弁書第 19 頁、20 頁において、以下の旨主張している。
「本発明では、エリアカメラに代えて線形カメラを用いたことにより、大型化を防止しながら 1 台の検査機械に 3 つの検査シリンダを搭載し、紙幣等の表面と裏面の検査に加えて透かし模様などの検査を 1 台の検査機械で行なうことが可能となっている。・・・このように、本発明では、検査カメラを線形カメラとしたことにより、各検査ユニット（検査シリンダ）を小型化して 1 台の検査機械に 3 つの検査ユニット（検査シリンダ）を設置することを可能とし、更に、上記小型化により生じる可能性のある検査精度の低下を、「印刷されたシートの検査が各検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートをそれぞれの検査シリンダから取り出す」構成とすることにより防止している。」

c . 当審の判断

ア まず、甲 1 発明においては、2 組の検査ユニットが設けられているのに対し、本件発明 1 においては、3 組の検査ユニットが設けられている。この点については、検査装置において、検査ユニットを何組設けるかは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜選択し得る設計事項であるということが出来るから、甲 1 発明において、検査胴及び検査装置から成る検査ユニットを 3 組設けることは、平成 24 年（行ケ）第 10340 号判決で判示されたとおり、当業者が適宜行い得るものである。

イ 次に、線形カメラについて検討する。

甲 4 発明は、「検査の際には、各ラインセンサ 3 における赤外 LED の光量を設定し、印刷の為に銀行券等シート 14 を供給し、圧胴 13 にて搬送中に印刷され、そのまま圧胴に密着して搬送されるときに、印刷済の銀行券等シート 14 を各ラインセンサ 3 にて、各検査対象の画像を取り込む、赤外線印刷物検査装置。」である。ここにおける「ラインセンサ」とは、その機能に照らして、対象物の線状画像を連続的に撮影する「線形カメラ」に相当するものと認められる。

甲 5 発明は、「絵柄を有する紙葉類に光を照射して、該紙葉類から得られる透過光と反射光の内、少なくとも反射光を受光して前記紙葉類の絵柄を対象として識別する紙葉類識別装置であって、紙幣は、イメージラインセンサ 100 の発光部 110 及び受発光部 120 の間の紙幣通路を搬送されるようになっている、紙葉類識別装置」である。ここにおける「イメージラインセンサ」とは、その機能に照らして、「線形カメラ」に相当するものと認められる。

そして、もともと検査装置の検査用カメラとしてどのようなカメラを用いるかは、検査目的や検査対象を考慮の上、当業者が適宜に選択し得る設計事項であるから、甲 1 発明について、検査対象であるシートの画像を撮影するためのカメラとして、上記甲 4、甲 5 発明に用いられている線形カメラを選択することは、当業者が適宜行い得るものである。

したがって、甲 1 発明において、検査胴及び検査装置から成る検査ユニットを 3 組設けると共に甲 1 発明に、甲 4 発明、甲 5 発明を適用し、相違点 1 - 1 に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) 相違点 1 - 2 について

a . 請求人の主張概要

請求人は審判請求書第 18 頁において、撮像する部分を照明することは極めて常識的なことであり、発明的事項を特定するものではない旨の主張をし

ている。

b．被請求人の主張概要

被請求人は相違点 1 - 2 に関しては特段主張はしていない。

c．当審の判断

本件発明 1 のシート検査ユニットは、照明手段を備えているのに対し、甲 1 発明のシート検査ユニットは、照明手段を備えているのか否か不明であるが、カメラ等を用いた検査装置において照明手段を備えることは、甲 2 発明、甲 3 発明においても備えているように、光学的検査を行う以上技術常識である。

したがって、甲第 1 発明において技術常識を考慮して、相違点 1 - 2 に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(3) 相違点 1 - 3 について

a．請求人の主張概要

請求人は口頭審理陳述要領書の第 3 頁において、甲 1 の段落 [0 0 2 5] には、「シート 5 は、先ず第 1 検査胴 1 0 で表面検査用カメラ 1 1 により表面を検査された後、第 2 検査胴 1 2 に受け渡され、ここで裏面検査用カメラ 1 3 により裏面を検査される。」と記載されているとおり、「単に第 1 検査と第 2 検査の順序」ではなく、第 1 の検査の後に「引き渡され」、その後に第 2 検査を行うこと、即ち「検査が・・・完了したときにのみ検査済の印刷シートを・・・取り出す」ことが明確に記載されていると主張している。

また、審判請求書第 2 0 頁において、甲 2 には「枚葉紙の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で初めて、枚葉紙の表面 2 を検査するために第 2 のドラム 1 8 に引き渡される。(9 頁 4 ~ 6 行) と記載され、この場合にも、枚葉紙の全体像が完全に検出された後で初めて、枚葉紙の始端が第 3 のチェーン搬送装置 1 9 のチェーングリッパ装置 2 1 に引き渡される。」(9 頁 2 1 ~ 2 3 行) と記載されていると主張している。

b．被請求人の主張概要

被請求人は答弁書第 1 2 頁において、甲 1 の段落 [0 0 2 5] の記載は単に第 1 検査と第 2 検査の順序を記載しているのであり、構成要件 I 「第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、第三シート検査ユニット、前記人力移送シリンダ (3) 、および前記出力移送シリンダ (1 7) は、印刷されたシートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、または第三シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを第一、第二または第三検査シリンダ (4 、 7 、 1 2) から取り出すように構成されている」を開示しているとはできない。

また、第 1 4 頁において、甲第 2 号証には、「枚葉紙の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で始めて引き渡される」ようにすべき理由も目的も記載されていないのであるから、むしろ甲第 2 号証の上記記載は、単に第 1 図の実施例のようなドラムとカメラの配置をとった場合には「枚葉紙の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で始めて引き渡される」という事実を説明しているだけである旨の主張している。

c．当審の判断

甲第 1 号証の甲 1 エに「このように構成されるため、給紙部 1 から検査部 2 に送られたシート 5 は、先ず第 1 検査胴 1 0 で表面検査用カメラ 1 1 により表面を検査された後、第 2 検査胴 1 2 に受け渡され、ここで裏面検査用カメラ 1 3 により裏面を検査される。次に、シート 5 は、第 2 検査胴 1 2 から直接印刷部 3 の第 1 圧胴 1 4 へ受け渡され、」(段落【 0 0 2 5 】 ~

【 0 0 2 6 】) との記載があり、当業者としては、第 1 検査胴から第 2 検査胴、第 2 検査胴から第 1 圧胴へのシートの受渡しは、それぞれの検査胴における検査が完了した後に行われると理解するのが通常であると考えられること、本件明細書には、「印刷されたシートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット、または第三シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを第一、第二または第三検査シリンダ (4 、 7 、 1 2) から取り出す」との構成のうち「完了したときにのみ... 取り出す」ことに関する具体的な構成については何の記載もないことに照ら

せば、検査の完了に係る構成に係る上記相違点は、一応の相違点であるにすぎない。

そして、甲 2 発明は、「印刷された枚葉紙 1 を搬送するドラム 1 7 と、ドラム 1 7 に載着する枚葉紙 1 の像を撮影する照明装置 3 2 と CCD・エリアカメラ 3 4 とから構成される検査装置と、印刷された枚葉紙 1 を搬送するドラム 1 8 と、ドラム 1 8 に載着する枚葉紙 1 の像を撮影する照明装置 3 3 と CCD・エリアカメラ 3 6 とから構成される検査装置と、から成る印刷された枚葉紙 1 を質的に評価するための装置であって、ドラム 1 7 に載着する枚葉紙 1 の裏面 3 の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で始めて、枚葉紙 1 は枚葉紙 1 の表面 2 を検査するために第 2 のドラム 1 8 に引き渡され、ドラム 1 8 に載着する枚葉紙 1 の全体像が完全に検出された後で初めて、枚葉紙 1 の始端が第 3 のチェーン搬送装置 1 9 のチェーングリッパ装置 2 1 に引き渡される」という構成を備えている。甲 2 発明が、シートの全体像が撮影された後に初めて後続のドラムや搬送装置にシートを引き渡す構成を採用しているのは、ドラムに載着されたシートの受渡しの精度を高め、ひいてはシートの処理の精度を高めるためと考えられる。そして、甲 1 発明と甲 2 発明とは、いずれも検査シリンダないしドラムにより搬送されるシートを検査用カメラを用いて検査する装置に関する、同一の技術分野に属する発明であり、また、検査胴の周面に巻き付けられたシートの処理の精度を高めることは、検査装置における一般的な課題であるだけでなく、検査装置の小型化を図るに伴っても必要となることであるから、甲 1 発明について、甲 2 発明の構成を適用して、各シート検査における検査が完了したときにのみ検査済みのシートを各検査胴から取り出すように構成することは、当業者が容易に想到し得ることであるということが出来る。

したがって、甲 1 発明に甲 2 発明を適用し、相違点 1 - 3 に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(4) まとめ

そして、本件発明 1 の作用効果は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明 1 は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

2 . 本件発明 2 について

本件発明 2 は、本件発明 1 に対してさらに「前記第一検査シリンダ (4) は透明シリンダであり、前記第一照明手段 (5) は前記透明シリンダ内に設置され、かつ前記第一線形カメラ (6) は印刷されたシートを透過して透明陽画で検査するために前記透明シリンダの外側に設置されている」との発明特定事項を付加したものに相当する。

2 - 1 対比

本件発明 2 と甲 1 発明とを対比すると、両者は上記相違点 1 - 1 ないし 1 - 3 において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点 2)

本件発明 2 では、第一検査シリンダは透明シリンダであり、第一照明手段は透明シリンダ内に設置され、かつ第一線形カメラは印刷されたシートを透過して透明陽画で検査するために前記透明シリンダの外側に設置されているのに対し、甲 1 発明ではそのような構成を備えていない点。

2 - 2 判断

(1) 相違点 2 について

a . 請求人の主張概要

請求人は審判請求書第 1 5 頁において、以下の主張をしている。

「甲 3 には、印刷済み用紙のシートの品質を検査する装置が開示されており、その段落 [0 0 2 3] の 5 ~ 1 0 行には「第一ドラム 4 には、様々な品質検査を実行することができるよう穴が開けられている。これは、把持されたシートの表面を第一ドラム 4 の内側から調べることが出来ることが必要

であることによる。ドラム 4 内の第一の位置には透過によって検査することができるカメラ 5 が設けられ、ドラム 4 の外部には、カメラ 5 と対面し且つシートに対してカメラ 5 の反対側においてシートを照らす照明装置 6 が設けられる。」と記載されている。これは、第 2 特許発明の構成要件 K、L、M に相当する。ただし、ドラム 4 は透明でなく、穴が開けられており、カメラと照明装置との配置は、構成要件 K、L、M とは逆になっている。」と主張している。

また、審判請求書第 20、21 頁において、以下の主張をしている。

イ．第 2 特許発明は、第 1 特許発明において、構成要件 K、L、M で特定するように「前記第一検査シリンダ(4)は透明シリンダであり、前記第一照明手段(5)は前記透明シリンダ内に設置され、かつ前記第一カメラ(6)は印刷されたシートを透過して透明陽画で検査するために前記透明シリンダの外側に設置されている」と特定したものである。

ロ．甲 3 には、前述の如く、「第一ドラム 4 には、様々な品質検査を実行することができるように穴が開けられている。これは、把持されたシートの表面を第一ドラム 4 の内側から調べることができることが必要であることによる。ドラム 4 内の第一の位置には透過によって検査することができるカメラ 5 が設けられ、ドラム 4 の外部には、カメラ 5 と対面し且つシートに対してカメラ 5 の反対側においてシートを照らす照明装置 6 が設けられる。」(段落[0023]の 5～10 行)と記載されている。これは、第 2 特許発明の構成要件 K、L、M に相当する。

なお、甲 6 には、第一検査シリンダ(4)に相当する透過型欠陥検査装置(8)が示されている。

ハ．甲 3 においては、第 2 特許発明と異なり、ドラム 4 は透明ではなく穴となっており、カメラ(5)はドラム(4)の外側ではなく内側にあり、照明機器(6)はドラム(4)の内側ではなく外側にあるが、シートを透過した透明陽画を撮影する点では同じであり、実質同一である。

よって、第 1 特許発明に、甲 3 又は甲 6 を組み合わせることにより、第 2 特許発明の構成に想到することは容易であり、第 2 特許発明は進歩性を有しない。」と主張している。

b．被請求人の主張概要

被請求人は答弁書第 15、16 頁において、甲第 3 号証について、請求人も認めるように、「ドラム 4 は透明ではなく、穴が開けられており、カメラと照明装置との配置は、構成要件 K、L、M とは逆になっている」。請求項 2(構成要件 K、L、M)には、『前記第一検査シリンダ(4)は透明シリンダであり、前記第一照明手段(5)は前記透明シリンダ内に設置され、かつ前記第一線形カメラ(6)は印刷されたシートを透過して透明陽画で検査するために前記透明シリンダの外側に設置されている、請求項 1 に記載の検査機械』と記載されている。カメラをシリンダの内側に設置した場合には、照明機器をシリンダの内側に配置した場合に較べてシリンダ径を大きくする必要が生じる場合がある。また、線形カメラは、メンテナンスの必要性が照明機器よりも高いため、カメラをシリンダの外側に設置する方が有利である。また照明機器をシリンダの内側に設置した状態でシリンダに穴が開いていた場合には塵埃等が照明機器に付着する不具合が生じる。このため、第 2 特許発明では、透明シリンダを採用している。従って、甲第 3 号証に関する請求人の主張は失当であるといわざるを得ない旨の主張をしている。

また、答弁書第 16、17 頁において、「すなわち、甲第 6 号証に記載の発明は、食品の包装用シート、そうでなくとも印刷前のシートの欠陥を検出する検査方法に関するものであり、本件特許請求項に記載された『印刷されたシートの画像を撮影して、印刷されたシート形態の印刷物用検査機械又は印刷物の検査方法』とは異なるものであり、本件特許とは無縁のものであり、構成要件 K を構成することはできない。それゆえ、甲第 6 号証に記載の発明を他の証拠と結合して当業者が容易に本件特許発明を想到できるとすることはできない。」と主張している。

c．当審の判断

甲 3 発明の「第一ドラム 4」、「照明機器 6」は、それぞれ本件発明 2 の「第一検査シリンダ」、「第一照明手段」に相当する。また、甲 3 発明の「透過によって検査」は、検査対象のシートが甲 3 アによれば「証券用紙、銀行券等の有価用紙」であるから、証券や銀行券の透かしを検査する、いわ

ゆる透明陽画による検査と技術的に同じであるといえる。

そして、甲第3号証の甲3ウには、「第一ドラム4には、様々な品質検査を実行することができるように穴が開けられている。これは、把持されたシートの表面を第一ドラム4の内側から調べることができる必要があることによる。ドラム4内の第一の位置には透過によって検査することができるカメラ5が設けられ、ドラム4の外部には、カメラ5と対面し且つシートに対してカメラ5の反対側においてシートを照らす照明機器6が設けられる。」と記載されている。

したがって、甲3発明は、第一検査シリンダは穴が開けられたシリンダであり、第一照明手段はシリンダの外部に設置され、かつカメラは印刷されたシートを透過して透明陽画で検査するために前記シリンダの内側に設置されている構成を備えている。

一方、甲6発明は、「第3段検査ロール(25)は透過光で平判シートをチェックするべく、アクリル系樹脂製の透明または半透明の中空パイプを使用しており、内部に投光器(9)、上方に受光器(10)が配設されており透過型欠陥検出装置(8)として作用するように構成され」ており、甲6発明における、「検査ロール」、「平判シート」、「透明または半透明の中空パイプ」は、それぞれ、本件発明2の「検査シリンダ」、「シート」、「透明シリンダ」に相当する。

したがって、甲6発明は、検査シリンダは透明シリンダであり、投光器は透明シリンダ内に設置され、受光器はシートを透過して検査するために前記透明シリンダの外側に設置され、虫に起因するシートの欠陥を判別できる欠陥検査を備えている。

甲1発明と甲3発明はいずれも証券、銀行券等の印刷されたシートを検査する装置であるから、甲1発明に透明陽画による検査に係る甲3発明を適用できるとしても、適用した検査装置は、相違点2に係る構成のうち、次の点、すなわち、前記第一検査シリンダ(4)は透明シリンダであり、前記第一照明手段(5)は前記透明シリンダ内に設置され、かつ前記第一線形カメラ(6)は前記透明シリンダの外側に設置されている点において本件発明2と相違する。

そして、甲6発明は透明シリンダを備えているものの、証券、銀行券等の印刷されたシートを検査するものでもなく、また照明と線形カメラを備えた検査装置でもない。

したがって、甲1発明に甲3発明を適用した検査装置に、更に、検査対象の異なる甲6発明の透明シリンダを適用すると同時に照明手段とカメラの配置を変更し、照明手段は透明シリンダ内に設置され、かつカメラを前記透明シリンダの外側に設置され、更にカメラは線形カメラに設計変更し、相違点2に係る構成とすることは、当業者の通常の創作能力を超えたものであり、当業者が容易に想到できるものではない。

(2) まとめ

そして、本件発明2の作用効果は、甲1ないし甲6発明により当業者が容易に予測できるものではなく、本件明細書に記載のとおり効果を奏するものである。

以上のとおりであるから、本件発明2は、甲1ないし甲6発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものではない。

3. 本件発明3について

本件発明3は、本件発明1に対してさらに「前記第二シート検査ユニットは、印刷されたシートの第一照明側を検査する」との発明特定事項を付加したものに相当する。

3 - 1 対比

本件発明3と甲1発明とを対比すると、両者は上記相違点1 - 1ないし1 - 3において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点3)

本件発明3では、前記第二シート検査ユニットは、印刷されたシートの第一照明側を検査するのに対し、甲1発明では第二シート検査ユニットは、印刷されたシートの第一照明側を検査するかどうか不明である点。

3 - 2 判断

(1) 相違点3について

a. 請求人の主張概要

請求人は無効審判請求書第21頁において、「照明側を検査するのであるから、甲1の検査部2における第1検査装置としての表面検査用カメラ11又は第2検査装置としての表面検査用カメラ12と同じである。甲1では、照明手段は明示されていないが、カメラで撮像する場合に、照明手段を設けるのは周知技術である。

なお、照明側を検査する構成は、甲1に限らず、甲2、甲3などにも記載されている。よって、第3特許発明は、第1特許発明又は第2特許発明に周知技術又は甲3などを組み合わせて容易に発明できるものであり、進歩性を有しない。」と主張している。

b. 被請求人の主張概要

被請求人は答弁書第21頁において、「第3特許発明は第1特許発明を引用しており、第1特許発明が進歩性を有するので、第3特許発明は進歩性を有する。」と主張している。

c. 当審の判断

相違点3における「印刷されたシートの第一照明側」について、本件明細書の【0015】には、「第二検査ユニットは、シリンダ7上のシートの一側、例えばシートの右側ページの写真を撮り、」と記載され、【0017】には、「第三検査ユニットは、第二検査ユニットに類似しているが、シリンダ7上のシートの一側、例えば第二検査ユニットが右側を検査する場合にシートの左側ページの写真を撮り、」と記載され、さらには、【0030】には、「当然ながら、図1の機械において、異なる検査ユニットのそれぞれの位置は、変更可能であり、かつシートの一側（右側または左側）を最初に検査し、次に他側（左側または右側）を検査し、」と記載されている。

ここで、本件発明4における「印刷されたシートの第二照明側」と併せて考えると、印刷されたのシートの「第一照明側と第二照明側」は、シリンダ7上のシートの「右側と左側」又は「一側と他側」の関係にあることがわかる。言い換えれば、シリンダ7上のシートの「表面と裏面」の関係であるともともいえる。

ところで、甲1発明は「第1検査胴10により搬送される前記シート5を検査する表面検査用カメラ11、前記第1検査胴10に対接して設けられ同第1検査胴10から受け取った前記シート5を搬送する第2検査胴12、該第2検査胴12により搬送される前記シート5を検査する裏面検査用カメラ13・・・」であり、シートの表面を検査した後にシートの裏面を検査するものである。したがって、甲1発明は、印刷されたシートの第一照明側を検査し、その後に印刷されたシートの第二照明側を検査しているものであるとすることができる。

ここで、甲1発明においては、検査ユニットは2組であるが、前述の1.1-2(1)c.アで判断したとおり、甲1発明において、検査ユニットを3組設けることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項である。そして、2組目の検査ユニットにおいて、印刷されたシートの第一照明側を検査し、相違点3に係る構成とすることは、甲1発明において検査ユニットを3組設けるにあたり、当業者が適宜選択し得る設計事項である。

(2) まとめ

そして、本件発明3の作用効果は、甲1発明、甲2発明、甲4発明、甲5発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明3は、甲1発明、甲2発明、甲4発

明、甲 5 発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

4 . 本件発明 4 について

本件発明 4 は、本件発明 3 に対してさらに「前記第三シート検査ユニットは、印刷されたシートの第二照明側を検査する」との発明特定事項を付加したものに相当する。

4 - 1 対比

本件発明 4 と甲 1 発明とを対比すると、両者は上記相違点 1 - 1 ないし 1 - 3、相違点 3 において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点 4)

本件発明 4 では、前記第三シート検査ユニットは、印刷されたシートの第二照明側を検査するのに対し、甲 1 発明では、検査ユニットは、印刷されたシートの第二照明側を検査するかどうか不明である点。

4 - 2 判断

(1) 相違点 4 について

前述の 3 - 2 (1) c . で検討したとおり、甲 1 発明は、印刷されたのシートの第一照明側を検査し、その後に印刷されたのシートの第二照明側を検査しているといえることができる。そして、甲 1 発明においては、検査ユニットは 2 組であるが、前述の 1 . 1 - 2 (1) c . アで判断したとおり、甲 1 発明において、検査ユニットを 3 組設けることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項である。そして、3 組目の検査ユニットにおいて、2 組目の検査ユニットにおいて検査されたシートの反対側である第二照明側を検査し、相違点 4 に係る構成とすることは、甲 1 発明において検査ユニットを 3 組設けるにあたり、当業者が適宜選択し得る設計事項である。

(2) まとめ

そして、本件発明 4 の作用効果は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明 4 は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

5 . 本件発明 5 について

本件発明 5 は、本件発明 1 に対してさらに「前記第二シート検査ユニットおよび第三シート検査ユニットは、各々少なくとも一つの不可視特徴検査ユニット (1 0、1 1、1 5、1 6) を更に含む」との発明特定事項を付加したものに相当する。

5 - 1 対比

本件発明 5 と甲 1 発明とを対比すると、両者は上記相違点 1 - 1 ないし 1 - 3 において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点 5)

本件発明 5 では、前記第二シート検査ユニットおよび第三シート検査ユニットは、各々少なくとも一つの不可視特徴検査ユニット (1 0、1 1、1 5、1 6) を更に含むのに対し、甲 1 発明では、そのような構成を備えていない点。

5 - 2 判断

(1) 相違点 5 について

甲 4 発明は、「検査の際には、各ラインセンサ 3 における赤外 L E D の光量を設定し、印刷の為に銀行券等シート 1 4 を供給し、圧胴 1 3 にて搬送中に印刷され、そのまま圧胴に密着して搬送されるときに、印刷済の銀行券等シート 1 4 を各ラインセンサ 3 にて、各検査対象の画像を取り込む、赤外線

印刷物検査装置。」であり、そして、赤外線検査は不可視検査として一般的検査技術であるから、甲４発明は、不可視特徴検査ユニットを備えているといえる。そして、甲１発明と甲４発明とは、いずれも検査シリンダないしドラムにより搬送されるシートを検査用カメラを用いて検査する装置に関する、同一の技術分野に属する発明である。また、前述の
 １．１－２（１）ｃ．アで判断したとおり、甲１発明において、２組の検査ユニットを３組にすることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項である。

したがって、甲１発明において検査ユニットを３組設けると共に、甲４発明の不可視特徴検査ユニットを、第二シート検査ユニットおよび第三シート検査ユニット更に加え、相違点５に係る構成とすることは、検査目的や検査対象を考慮して、甲１発明において検査ユニットを３組とするにあたり、当業者が適宜行う設計変更の範囲内である。

（２）まとめ

そして、本件発明５の作用効果は、甲１発明、甲２発明、甲４発明、甲５発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明５は、甲１発明、甲２、甲４発明、甲５発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

６．本件発明６について

本件発明６は、本件発明５に対してさらに「前記不可視特徴検査ユニット（１０、１１、１５、１６）は印刷されたシート上にＩＲ、ＵＶまたは磁気特性を検出するための手段を含む」との発明特定事項を付加したものに相当する。

６－１ 対比

本件発明６と甲１発明とを対比すると、両者は上記相違点１－１ないし１－３、相違点５において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

（相違点６）

本件発明６では、前記不可視特徴検査ユニット（１０、１１、１５、１６）は印刷されたシート上にＩＲ、ＵＶまたは磁気特性を検出するための手段を含むのに対し、甲１発明では、そのような構成を備えていない点。

６－２ 判断

（１）相違点６について

甲４発明は、「検査の際には、各ラインセンサ３における赤外ＬＥＤの光量を設定し、印刷の為に銀行券等シート１４を供給し、圧胴１３にて搬送中に印刷され、そのまま圧胴に密着して搬送されるときに、印刷済の銀行券等シート１４を各ラインセンサ３にて、各検査対象の画像を取り込む、赤外線印刷物検査装置。」である。

そしてＩＲ（infrared）検出は、測定対象の物質に赤外線を照射し、透過あるいは反射光を分析して、対象物の特性を知る検出のことであるから、甲４発明の赤外線印刷物検査装置は、ＩＲを検出するための手段を含んでいるといえる。また、赤外線印刷物検査装置は、不可視特徴検査ユニットでもあることは前述の５－２（１）のとおりである。

したがって、甲１発明において、甲４発明のＩＲを検出するための手段を適用し、相違点６の構成とすることは、前述の５－２（１）のとおり当業者が容易に行い得ることである。

（２）まとめ

そして、本件発明６の作用効果は、甲１発明、甲２発明、甲４発明、甲５発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明６は、甲１発明、甲２発明、甲４発明、甲５発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

7．本件発明7について

本件発明7は、本件発明1に対してさらに「前記第一検査シリンダ(4)、第二検査シリンダ(7)および第三検査シリンダ(12)は、各々が単一セットのグリッパを担持し、かつ前記第一検査シリンダ(4)、第二検査シリンダ(7)および第三検査シリンダ(12)の直径は運搬および検査時間を短縮するために縮小されている」との発明特定事項を付加したものに相当する。

7-1 対比

本件発明7と甲1発明とを対比すると、両者は上記相違点1-1ないし1-3において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点7)

本件発明7では、前記第一検査シリンダ(4)、第二検査シリンダ(7)および第三検査シリンダ(12)は、各々が単一セットのグリッパを担持し、かつ前記第一検査シリンダ(4)、第二検査シリンダ(7)および第三検査シリンダ(12)の直径は運搬および検査時間を短縮するために縮小されているのに対し、甲1発明では、そのような構成について明記されていない点。

7-2 判断

(1) 相違点7について

a．請求人の主張概要

請求人は審判請求書第22、23頁において、「シートを運搬するシリンダがグリッパを有することは、特許権者も特許明細書の[0015]に「当分野で既知のように、継続シートはシリンダのピット内に設置されたグリッパ手段によりシリンダ7上に保持される」と記載するように、印刷の技術分野では公知である。甲1の[0017]には「シート5を保持し周面へ巻き付けながら搬送する第1検査胴10」と記載するが、「保持」するのが「グリッパ」であることは当業者にとって常識である。甲1の図1では、図が煩雑となるのを避けるためにグリッパ手段を省略したに過ぎない。甲2では、その図1及び図2においても、第1の保持装置27としてグリッパ手段は明示されている。そして、グリッパ手段を単一とするかどうかは単なる選択に過ぎない。このことは、特許明細書の[0022]に「好適には、図1に非制限例として示されたように、シリンダは検査する一枚のシートを担持できる寸法である。当然ながら、二枚または三枚のシートを各シリンダに担持する他の形態が企図されている。」と記載するように、特許権者も認めているところである。

また、検査シリンダ(4、7、12)の直径を如何に決めるかは設計事項に過ぎず、どのような機械、装置であれ、コンパクト化は設計する上で考慮すべき常識事項であり、「運搬および検査時間を短縮するために縮小」することは、当業者であれば当然なし得る設計事項に過ぎない。」と主張している。

b．被請求人の主張概要

被請求人は答弁書第22頁において、「第7特許発明は、第1特許発明を引用しており、第1特許発明が進歩性を有するので、第7特許発明は進歩性を有する。また、第1特許発明の構成により得られる特徴(シリンダ直径の小型化)を明確にしたものであり、請求人が主張する設計事項を記載しているものではない。その詳細は、(4-2)において後述する。」と主張し、また、第26頁において、「本件請求項7は、直接的、間接的に請求項1を引用している。請求項1の構成が企図するもの(目的)を明確にしたものであり、請求項1の構成を補完するものであり、設計事項を記載しているものではない。」と主張している。

c．当審の判断

ア まず、甲1ウには、「・・・前記検査部2は、シート5を保持し周面へ巻き付けながら搬送する第1検査胴10・・・」と記載されており、ここの「保持」に関して、甲1発明がシート保持手段を備えていること当業者

としては明らかである。

また、甲 2 工には、「・・・第 1 のドラム 1 7 のグリッパ 2 7 は、枚葉紙 1 の始端を第 2 のドラム 1 8 のグリッパ 2 7 に引き渡す。」と記載され、ドラム 1 7、1 8 にそれぞれ単一セットのグリッパが記載されている。甲 2 発明のドラム 1 7、1 8 は各シリンダということが出来るから、甲 2 発明の各シリンダはそれぞれ単一セットのグリッパを担持しているといえる。

甲 1 発明と甲 2 発明とは、いずれも検査シリンダないしドラムにより搬送されるシートを検査用カメラを用いて検査する装置に関する、同一の技術分野に属する発明であり、シリンダに保持手段を設けている点でも共通する。

また、前述の 1 . 1 - 2 (1) c . アで判断したとおり、甲 1 発明において、2 組の検査ユニットを 3 組にすることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項である。

したがって、甲 1 発明において、検査ユニットを 3 組にすると共に甲 2 発明を適用し「前記第一検査シリンダ (4)、第二検査シリンダ (7) および第三検査シリンダ (1 2) は、各々が単一セットのグリッパを担持し」とすることは、当業者が容易になし得たことである。

イ 次に、「前記第一検査シリンダ (4)、第二検査シリンダ (7) および第三検査シリンダ (1 2) の直径は運搬および検査時間を短縮するために縮小されている」について検討する。

機械や器具の小型化や軽量化という課題自体は、一般的な課題であるだけでなく、甲 1 発明において、検査ユニットの組数を増やすことに伴い、各検査ユニットの小型化の必要性が当然に生じるものである。したがって、検査ユニットの小型化のためには、構成部材である検査シリンダを小型化するため、各検査シリンダの直径を運搬および検査時間を短縮するために縮小することは、当業者において適宜に選択し得る設計事項であるといえることができる。

したがって、甲 1 発明において、検査ユニットを 3 組にすると共に甲 2 発明を適用し相違点 7 に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) まとめ

そして、本件発明 7 の作用効果は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明 7 は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

8 . 本件発明 8 について

本件発明 8 は、本件発明 1 に対してさらに「前記入力移送シリンダ (3)、前記第一検査シリンダ (4)、第二検査シリンダ (7)、第三検査シリンダ (1 2) および前記出力移送シリンダ (1 7) は、印刷されたシートを前記第一検査シリンダ (4)、第二検査シリンダ (7)、または第三検査シリンダ (1 2) へ移送する入力位置と印刷されたシートを前記第一検査シリンダ (4)、第二検査シリンダ (7)、または第三検査シリンダ (1 2) から取り出して移送する出力位置との間での前記第一検査シリンダ (4)、第二検査シリンダ (7)、および第三検査シリンダ (1 2) の各々の上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるようにジグザグ形態に配置されている」との発明特定事項を付加したものに相当する。

8 - 1 対比

本件発明 8 と甲 1 発明とを対比すると、両者は上記相違点 1 - 1 ないし 1 - 3 において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点 8)

本件発明 8 では、前記入力移送シリンダ (3)、前記第一検査シリンダ (4)、第二検査シリンダ (7)、第三検査シリンダ (1 2) および前記出

力移送シリンダ（１７）は、印刷されたシートを前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、または第三検査シリンダ（１２）へ移送する入力位置と印刷されたシートを前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、または第三検査シリンダ（１２）から取り出して移送する出力位置との間での前記第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、および第三検査シリンダ（１２）の各々の上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるようにジグザグ形態に配置されているのに対し、甲１発明では、そのような構成について明記されていない点。

８ - ２ 判断

（１）相違点８について

a．請求人の主張概要

請求人は審判請求書２３頁において、「シートの検査機械において、入側から出側に至るシリンダがジグザグ状に配置されることは、甲１の図１などに記載されているように公知である。「シートの運搬長が所定のシート長として最適となるように」は、発明的事項を特定しているとは言えず、不明瞭でもある。

よって、第８特許発明は、第１乃至第７特許発明について、何ら発明的事項を特定するものではなく、進歩性を有しない。」と主張している。

また、口頭審理陳述書第１０頁において、「甲１における渡し胴９、第１検査胴１０、第２検査胴１２、第１圧胴１４の配置は「屈曲した線」即ちジグザグであり、被請求人が主張するように「ほぼ一直線上に配置されて」いるものではない」と主張している。

b．被請求人の主張概要

被請求人は答弁書２２頁において、以下の旨主張している。

「第８特許発明は、間接的に第１特許発明を引用しており、第１特許発明が進歩性を有するので、第８特許発明は進歩性を有する。また、その詳細は、（４ - ２）において後述するが、請求人は、その構成要件Ｔ（「ジグザグ」）が甲１に記載されていると主張する。しかしながら、これは失当である。「ジグザグ」とは、広辞苑第５版では「ぎざぎざに屈曲した線。稲妻形。電光形。Ｚ字形。」とあり、デジタル大辞泉では「直線が左右に何度も折れ曲がっていること。またそのような形やそのさま。稲妻形。Ｚ字形。」とある。甲１の図１において、第１検査胴１０、第２検査胴１２及び第１圧胴１４は、ほぼ一直線上に配置されており、これを「ジグザグ」であるとは到底いえるものではない。甲１号証に第８特許発明の構成要件Ｔは記載されていない。すなわち、この点のみを取っても請求人の主張は失当であり、第８特許発明は進歩性を有する。」

c．当審の判断

甲１号証の図１において、第１検査胴１０は渡し胴９より明らかに左上に配置され、第２検査胴１２は第１検査胴１０に対しやや左下に配置され、第１圧胴１４は第２検査胴１２に対しやや左上に配置されたことが見受けられ、少なくとも、ほぼ一直線上に配置されたということはいえない。また、被請求人も主張しているとおり「ジグザグ」には、いろいろな意味、定義があり、定まった形ではない。そうすると、甲１発明における渡し胴９、第１検査胴１０、第２検査胴１２、第１圧胴１４の配置はジグザグ状態（形態）に配置されているといえることができる。そして、前述の

１．１ - ２（１）c．アで判断したとおり、甲１発明において、２組の検査ユニットを３組にすることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項である。

また、甲１発明において、検査ユニットの組数を増やすことに伴い、各検査ユニットの小型化の必要性が当然に生じるものである。検査ユニットの小型化のためには、「第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、および第三検査シリンダ（１２）の各々の上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるように」することは、各シリンダ上の印刷されたシートの運搬長に関する設計上の事項に過ぎない。

したがって、設計事項を考慮して甲１発明に基づき相違点８に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) まとめ

そして、本件発明8の作用効果は、甲1発明、甲2発明、甲4発明、甲5発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明8は、甲1発明、甲2発明、甲4発明、甲5発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

9. 本件発明9について

本件発明9は、本件発明8に対してさらに「前記第一検査シリンダ(4)、第二検査シリンダ(7)、または第三検査シリンダ(12)上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長い」との発明特定事項を付加したものに相当する。

9-1 対比

本件発明9と甲1発明とを対比すると、両者は上記相違点1-1ないし1-3、相違点8において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点9)

本件発明9では、前記第一検査シリンダ(4)、第二検査シリンダ(7)、または第三検査シリンダ(12)上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長いのに対し、甲1発明では、そのような構成について明記されていない点。

9-2 判断

(1) 相違点9について

a. 請求人の主張概要

請求人は審判請求書23頁、口頭審理陳述書第10頁において、「シートの運搬長」を特定することは単なる設計事項に過ぎないと主張している。

b. 被請求人の主張概要

被請求人は答弁書27頁において、「無効審判請求人は、第9特許発明の記載のみにスポットライトを当て、第8特許発明との関連性を考慮していない。第9特許発明は、第8特許発明を引用しており、第8特許発明において「検査シリンダ(4、7、12)上におけるシートの運搬長が所定シート長として最適になるように、人力移送シリンダ(3)、検査シリンダ(4、7、12)及び出力移送シリンダ(17)をジグザグ形態に配置し」、第9特許発明において更に「シートの運搬長は検査されるシートの長さよりも僅かに長い」ことにより、検査機械全体が可能な限りコンパクトになり、シート搬送時間が短縮されて検査効率が向上するのである。「シートの運搬長」を特定することは単なる設計事項では無いことは明らかである。」と主張している。

c. 当審の判断

前述の1.1-2(3)c.で判断したとおり、甲1エに「このように構成されるため、給紙部1から検査部2に送られたシート5は、先ず第1検査胴10で表面検査用カメラ11により表面を検査された後、第2検査胴12に受け渡され、ここで裏面検査用カメラ13により裏面を検査される。次に、シート5は、第2検査胴12から直接印刷部3の第1圧胴14へ受け渡され、」(段落【0025】～【0026】)との記載があり、当業者としては、第1検査胴から第2検査胴、第2検査胴から第1圧胴へのシートの受渡しは、それぞれの検査胴における検査が完了した後に行われると理解するのが通常であると考えられる。そして、前述の1.1-2(1)c.アで判断したとおり、甲1発明において、2組の検査ユニットを3組にすることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項である。

そうすると、第一検査シリンダ(4)、第二検査シリンダ(7)、または第三検査シリンダ(12)上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さより長く設計するのは当然のことであり、また、甲1発明において、検査ユニットの組数を増やすことに伴う検査ユニットの小型化のためには、検査効率を考慮し、必要以上に長くするのではなく、僅かに長

くするように設計することは当業者が容易に想到し得たことである。

したがって、甲 1 発明において、検査ユニットを 3 組にすると共に検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長を検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長くし、前記相違点 9 に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) まとめ

そして、本件発明 9 の作用効果は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明 9 は、甲 1 発明、甲 2 発明、甲 4 発明、甲 5 発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

10 . 本件発明 10 について

本件発明 10 は、本件発明 1 に対してさらに「前記出力移送シリンダ (17) の下流に、欠陥シートをマーキングするために設置されたマーキングユニット (19、20) を更に含む」との発明特定事項を付加したものに相当する。

10 - 1 対比

本件発明 10 と甲 1 発明とを対比すると、両者は上記相違点 1 - 1 ないし 1 - 3 において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点 10)

本件発明 10 では、前記出力移送シリンダ (17) の下流に、欠陥シートをマーキングするために設置されたマーキングユニット (19、20) を更に含むのに対し、甲 1 発明では、そのような構成について明記されていない点。

10 - 2 判断

(1) 相違点 10 について

a . 請求人の主張概要

請求人は審判請求書 24 頁において、甲 3 には、「欠陥があるとみなされたシートの上方部分にマークを付ける」(段落 [0026]) マーク機器 19 が開示されているとし、第 10 特許発明は、第 1 乃至第 9 特許発明に、甲 3 を組み合わせることにより、当業者であれば容易に想到できるものであり、進歩性を有しないと主張している。

b . 被請求人の主張概要

被請求人は、第 10 特許発明については、特段主張していない。

c . 当審の判断

甲 3 エには、「シートに番号付けが行われた後、シートは番号付けの印刷品質を検査するための光電子機器 17 を通過する。次いで、シート S はチェーン式移送機器 18 に巻き上げられ、そしてマーク機器 19 を通過する。この機器 19 は、反射または透過による印刷の品質検査の間に、または番号の印刷品質を検査するための機器によって欠陥があるとみなされたシートの上方部分にマークを付ける。」と記載され、このマーク機器 19 は、本件発明 10 の「欠陥シートをマーキングするために設置されたマーキングユニット」に相当する。そして、甲 3 オには、「図 1 において説明した装置は、最も完全な形態であり、シート of the スタック S から、反射または透過によって印刷品質の検査を行い、・・・その後、印刷品質を検査し、欠陥のあるシート上にマークを付ける機器を介して移送し」と記載されいることから、検査後の出力移送シリンダの下流に、マーク機器 19 を設けていることは明らかである。

そして、甲 1 発明と甲 3 発明とは、いずれも検査シリンダないしドラムにより搬送されるシートを検査用カメラを用いて検査する装置に関するものであり、甲 1 発明において甲 3 発明を適用し、相違点 10 に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) まとめ

そして、本件発明10の作用効果は、甲1発明ないし甲5発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明10は、甲1発明ないし甲5発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

11. 本件発明11について

本件発明11は、本件発明1に対してさらに「前記第一、第二および第三線形カメラ(6、9、14)の各々は、検査を受ける印刷されたシートの継続的線形画像を撮り、かつ関連する前記第一、第二または第三検査シリンダ(4、7、12)上のシート運搬と同期する」との発明特定事項を付加したものに相当する。

11-1 対比

本件発明11と甲1発明とを対比すると、両者は上記相違点1-1ないし1-3において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点11)

本件発明11では、前記第一、第二および第三線形カメラ(6、9、14)の各々は、検査を受ける印刷されたシートの継続的線形画像を撮り、かつ関連する前記第一、第二または第三検査シリンダ(4、7、12)上のシート運搬と同期したのに対し、甲1発明では、そのような構成について不明である点。

11-2 判断

(1) 相違点11について

a. 請求人の主張概要

請求人は審判請求書24頁において、次の主張をしている。

甲4、甲5などに記載されているように、印刷面を線形カメラと同一の機能を有するラインセンサで検査することは公知である。また、ラインセンサの作動が印刷物の移動と同期しなければならないことは極めて常識的なことであり、例えば、甲4には、ロータリーエンコーダーによりラインセンサの動作開始を制御することが記載されている(「0023」)。

よって、第11特許発明は、第1乃至第10特許発明に、甲4又は甲5などに開示されている公知技術を組み合わせることにより、容易に発明できるものであり、進歩性を有しない。

b. 被請求人の主張概要

被請求人は、上記請求人の主張は失当であるとし、以下の主張をしている。

請求項11は、直接的又は間接的に請求項1を引用しており、検査シリンダが3つ配置されて各カメラの撮像(検査)の精度を確保することが2つの検査シリンダの場合に比し困難性が高いため、線形カメラを検査シリンダ(4、7、12)上のシート運搬と同期させることと、これに関連して請求項1の構成である「印刷されたシートの検査が、各検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを各検査シリンダ(4、7、12)から取り出すように構成されている」こととがリンクして、各カメラの撮像(検査)の精度を確保しているのである。このことは、本件特許明細書の段落【0020】に詳述されている。よって、第11特許発明は、容易に発明できるものではなく、進歩性を有する。

c. 当審の判断

前述の11-2(1)c.で判断したとおり、甲1発明において、検査胴及び検査装置から成る検査ユニットを3組設けると共に甲1発明に、甲4発明、甲5発明を適用し、相違点1-1に係る構成、すなわち、複数組のシート検査ユニットの組数が3組であり、各シート検査ユニットが備えるカメラは線形カメラとすることは当業者が容易になし得たことである。そして、線形カメラが検査を受ける印刷されたシートの継続的線形画像を撮り、

シートの運搬と同期しなければならないことはシートの検査における技術常識である。

なお、被請求人は、「印刷されたシートの検査が、各検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを各検査シリンダ（４、７、１２）から取り出すように構成されている」と前記線形カメラの同期がリンクして、各カメラの撮像（検査）の精度を確保していると主張しているが、前述の１．１－２（３）ｃ．で判断したとおり、「印刷されたシートの検査が、各検査ユニットにより完了したときにのみ検査済の印刷されたシートを各検査シリンダ（４、７、１２）から取り出すように構成されている」は、甲第１発明に甲第２発明の構成を適用することで当業者が容易に想到し得たことであり、前記のようにリンクさせることは当業者が適宜なし得たことである。

したがって、甲１発明において、検査ユニットを３組設けると共に甲４、甲５発明を適用し、相違点１１に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

（２）まとめ

そして、本件発明１１の作用効果は、甲１発明、甲２発明、甲４発明、甲５発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明１１は、甲１発明、甲２発明、甲４発明、甲５発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

１２．本件発明１２について

本件発明１２は、本件発明１１に対してさらに「各前記第一、第二および第三検査シリンダは関連する線形カメラの同期運動のためのエンコードを含む」との発明特定事項を付加したものに相当する。

１２－１ 対比

本件発明１２と甲１発明とを対比すると、両者は上記相違点１－１ないし１－３、相違点１１において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

（相違点１２）

本件発明１２では、各前記第一、第二および第三検査シリンダは関連する線形カメラの同期運動のためのエンコードを含むのに対し、甲１発明では、そのような構成について備えていない点。

１２－２ 判断

（１）相違点１２について

a．請求人の主張概要

請求人は審判請求書２４頁において、次の主張をしている。

同期のための手段としての「ロータリーエンコーダー」は、甲４に記載されているように公知である。よって、第１２特許発明は、第１１特許発明に、甲４などに開示されている公知技術を組み合わせることにより、容易に発明できるものであり、進歩性を有しない。

b．被請求人の主張概要

被請求人は、請求項１２についての主張はしていない。

c．当審の判断

甲４ウには、「ロータリーエンコーダー１は、時間に関係なく圧胴１３が一定角度回転する毎に図６（a）に示すパルスを出力する機器であり、・・・各ラインセンサ３のスキャン、A/Dコンバータ９等の動作開始を制御する。・・・」と記載され、ロータリーエンコーダーで、各ラインセンサ３の動作開始を制御することが記載されている。そして、このロータリーエンコーダー１は、エンコードであり、ラインセンサを備える各シリンダに設けられていることは明らかである。したがって、甲４発明の各シリンダは関連する線形カメラの同期運動のためのエンコードを備えている。

そして、前述の１．１－２（１）ｃ．アで判断したとおり、甲１発明において、２組の検査ユニットを３組にすることは、検査目的や検査対象を考慮

して、当業者が適宜選択し得る設計事項である。

したがって、甲１発明において、検査ユニットを３組にすると共に甲４発明を適用し、相違点１２に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(２) まとめ

そして、本件発明１２の作用効果は、甲１発明、甲２発明、甲４発明、甲５発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明１２は、甲１発明、甲２発明、甲４発明、甲５発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

１３．本件発明１３について

１３－１ 対比

本件発明１３と甲３発明を対比する。

(ア) 甲３発明の「銀行券等の有価用紙のような用紙の印刷済みシート」は、文言の意味、機能又は構造等からみて本件発明１３の「有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート(sheet)形態の印刷物」に相当し、以下同様に、「供給機器１」は「供給器」に、「前記シート」は「印刷されたシート」に、「前記シートはチェーン式移送機器１８に巻き上げられ、そしてマーク機器１９を通過し、この機器１９は、反射または透過による印刷の品質検査の間に欠陥があるとみなされた前記シートにマークを付け、」は「印刷されたシートをマーキングユニットへ移送し、かつ検査の一つの結果が欠陥を示す場合に欠陥をマーキングし、」に、「その後、前記シートは蓄積機器に向かい、基準を満たしている前記シートを基準を満たしていない前記シートから分別する」は「マーキング実行後に、印刷されたシートを配送ユニットへ運搬し、かつ印刷されたシートが欠陥としてマーキングされているか否かにより配送パイルを分類し、」にそれぞれ相当する。

(イ) 甲３オの「付加的に処理の行われていないシート、すなわち検査または番号付けの行われていないシート」なる記載から、甲３発明の「処理」には検査が含まれることから、甲３発明の「銀行券等の有価用紙のような用紙の印刷済みシートを処理するための装置を操作する方法」は本件発明１３の「有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート(sheet)形態の印刷物の検査方法」に相当する。

(ウ) 甲３発明の「ドラム４」、「カメラ５」、「照明機器６」、「機器８」及び「反射式光電子検査機器７」は全体として、一の検査ユニットを構成し、同様に、「ドラム１０」、「別の反射式光電子検査機器７'」及び「照明機器８'」も別の検査ユニットを構成しているものといえる。

(エ) 甲３発明は、「ドラム４内の第一の位置には透過によって検査することが出来るカメラ５が設けられ、ドラム４の外部には、カメラ５と対面し且つ前記シートに対してカメラ５の反対側において前記シートを照らす照明機器６が設けられ、前記シートは移動し続け、機器８に照らされる反射式光電子検査機器７と対面し、第一ドラム４が品質検査機器７を通過して回転しているときに品質検査が行われ」、「シートは把持機器によってドラム１０へ移り、別の反射式光電子検査機器７'を通過し、前記シートは照明機器８'によって照らされ、品質検査が行われ」、「次いで、前記シートはチェーン式移送機器１８に巻き上げられ」るのであるから、カメラ５により透過による検査が行われ、反射式光電子検査機器７によりシートの一側の検査が行われ、両検査後に別の反射式光電子検査機器７'によりシートの他側の検査が行われ、シートの他側の検査を含むすべての検査後にシートはチェーン式移送機器１８に巻き上げられるものである。

ここで、ドラム４内のカメラによる「透過によって検査」は対象のシートが甲３アによれば「証券用紙、銀行券等の有価用紙」であるから透明陽画による検査と技術的に同じであるといえる。

そして、甲 3 発明の「カメラ 5」、「反射式光電子検査機器 7」及び「別の反射式光電子検査機器 7'」並びに本件発明 1 3 の「第一線形カメラ」、「第二線形カメラ」及び「第三線形カメラ」は、いずれも“検査機器”である点で共通するものである。

(オ) 甲 3 発明では、「シートは・・・ドラム 4 に巻き込まれ、・・・前記シートは移動し続け、・・・第一ドラム 4 が・・・回転しているときに品質検査が行われ、その後、・・・前記シートは把持機器によってドラム 1 0 へ移り、別の反射式光電子検査機器 7' を通過し、・・・品質検査が行われ」るのであるから、品質検査に当たり、シートはドラム 4 及びドラム 1 0 により運搬されているものといえる。

そして、甲 3 発明の「ドラム 4」及び「ドラム 1 0」並びに本件発明 1 3 の「第一検査シリンダ」、「第二検査シリンダ」及び「第三検査シリンダ」は、いずれも“検査シリンダ”である点で共通するものである。

(カ) 上記(ウ)～(オ)によれば、甲 3 発明の「連続的に前記シートを供給する供給機器 1 を具備し、前記シートは供給ローラ 2 を介して移送ドラム 3 に侵入し、矢印 F 1 の方向に回転駆動されるドラム 4 に巻き込まれ、

ドラム 4 内の第一の位置には透過によって検査することができるカメラ 5 が設けられ、ドラム 4 の外部には、カメラ 5 と対面し且つ前記シートに対してカメラ 5 の反対側において前記シートを照らす照明機器 6 が設けられ、前記シートは移動し続け、機器 8 に照らされる反射式光電子検査機器 7 と対面し、第一ドラム 4 が品質検査機器 7 を通って回転しているときに品質検査が行われ、

その後、前記シートがドラム 4 とドラム 1 0 との接触地点に到達すると、前記シートは把持機器によってドラム 1 0 へ移り、別の反射式光電子検査機器 7' を通過し、前記シートは照明機器 8' によって照らされ、品質検査が行われ、」

と本件発明 1 3 の

「 - 印刷された継続シートを、検査のために、第一線形カメラにより透明陽画による第一検査を実行する第一検査ユニットへ供給器から移送し、印刷されたシートを第一検査シリンダ(4)により第一検査ユニットへ運搬し、

- 第一線形カメラによる第一検査終了後に、印刷されたシートを第二検査ユニットへ移送し、印刷されたシートの第一側の第二検査を第二線形カメラにより実行し、印刷されたシートを第二検査シリンダ(7)により第二検査ユニットへ運搬し、

- 第二線形カメラによる第二検査終了後に、印刷されたシートを第三検査ユニットへ移送し、印刷されたシートの第二側の第三検査を第三線形カメラにより実行し、印刷されたシートを第三検査シリンダ(12)により第三検査ユニットへ運搬し、」

とは、

“印刷された継続シートを、検査のために、複数組の検査ユニットの一の検査ユニットへ供給器から移送し、印刷されたシートを、検査が実行される検査ユニットの検査シリンダにより検査が実行される検査ユニットへ運搬し、

複数組の検査ユニットで検査機器により実行される検査には、透明陽画による検査、印刷されたシートの第一側の検査、印刷されたシートの第二側の検査が含まれ、

一の検査ユニットにおける検査後に、印刷されたシートを次の検査ユニットへ移送し、印刷されたシートの検査を検査機器により実行し、印刷されたシートを、検査が実行される検査ユニットの検査シリンダにより検査が実行される検査ユニットへ運搬し、”

である点で共通する。

(キ) 甲 3 発明は、「前記シートがドラム 4 とドラム 1 0 との接触地点に到達すると、前記シートは把持機器によってドラム 1 0 へ移」るのであるから、印刷されたシートの移送について、ドラム 4 からドラム 1 0 へ直接行うものである。また、甲第 3 号証の第 1 図から、移送ドラム 3、移送ローラ 1 1 はそれぞれ、ドラム 4、ドラム 1 0 と接していると解することができるから、甲 3 発明の印刷されたシートの移送は各シリンダ間でそれぞれ直接行

うものである。

以上の（ア）～（キ）によれば、本件発明１３と甲３発明との一致点及び相違点は、次のとおりである。

（一致点）

有価証券、紙幣、銀行券、パスポート、およびその他の同様書類等印刷されたシート（sheet）形態の印刷物の検査方法であって、

印刷された継続シートを、検査のために、複数組の検査ユニットの一の検査ユニットへ供給器から移送し、印刷されたシートを、検査が実行される検査ユニットの検査シリンダにより検査が実行される検査ユニットへ運搬し、複数組の検査ユニットで検査機器により実行される検査には、透明陽画による検査、印刷されたシートの第一側の検査、印刷されたシートの第二側の検査が含まれ、

一の検査ユニットにおける検査後に、印刷されたシートを次の検査ユニットへ移送し、印刷されたシートの検査を検査機器により実行し、印刷されたシートを、検査が実行される検査ユニットの検査シリンダにより検査が実行される検査ユニットへ運搬し、

すべての検査機器による検査後に、印刷されたシートをマーキングユニットへ移送し、かつ検査の一つの結果が欠陥を示す場合に欠陥をマーキングし、かつ

マーキング実行後に、印刷されたシートを配送ユニットへ運搬し、かつ印刷されたシートが欠陥としてマーキングされているか否かにより配送パイルを分類し、印刷されたシートの検査ユニットから検査ユニットへの移送を、検査シリンダから検査シリンダへ、直接行う、各工程を含む検査方法。

（相違点１３－１）

本件発明１３では、複数組の検査ユニットの組数は３組であり、各検査ユニットが備える検査機器は線形カメラであるのに対し、甲３発明では、検査ユニットの組数は２組であり、各検査ユニットが備える検査機器は線形カメラであるのか否か不明である点。

（相違点１３－２）

本件発明１３では、各検査ユニットにおける検査終了後に、印刷されたシートを次の検査ユニット又はマーキングユニットへ移送しているのに対し、甲３発明では、印刷されたシートの次の検査ユニット又はマーキングユニットへの移送は、各検査ユニットにおける検査機器による検査後ではあるものの、検査終了後に行われるのか否かが不明な点。

１３－２ 判断

（１）相違点１３－１について

a．請求人の主張概要

請求人は審判請求書第２５頁において、第１３特許発明に係る検査方法と甲３に記載の装置でなされるシートの処理手順とを対比すると、第１３特許発明では、第一検査と第二検査はそれぞれ別のシリンダ上でなされるのに対し、甲３では、第一検査と第二検査は、同一のドラム４上でなされるが、一つのシリンダ上で一つの検査をすることは、甲１、甲２などにも記載されているように公知であるから、甲３における、各ステップを別々のシリンダ上で行うように変更することは極めて容易である旨の主張をしている。

b．被請求人の主張概要

被請求人は、答弁書第２９頁において、以下の旨主張している。

請求人の主張の、一つのシリンダ上で一つの検査をすることは、甲１、甲２などにも記載されているように公知であるから、甲３における、各ステップを別々のシリンダ上で行うように変更することは極めて容易であるとの主張は失当である。

甲３号証には、検査カメラが線形カメラであることの記載も示唆も無い。また、第１３特許発明では、『３つの検査シリンダがあり、最初のシリンダで透明陽画の検査をする』としているのであり、２つの検査シリンダがあり、最初のシリンダで透明陽画と例えば紙幣の表面を検査し、第２のシリンダで例えば紙幣の裏面を検査する、甲３号証の構成とは根本的に相違するも

のである。なお、本件特許の構成においては、透明陽画の検査は、第1シリンドラ又は第3シリンドラで可能である。

c. 当審の判断

相違点13-1について、相違点1-1と実質的に差異はなく、相違点13-1は当業者が容易に想到し得るものであることは1-1-2(1)c.と同様である。すなわち、甲3発明において、検査ユニットの組数を2組から3組にすることは、当業者が、検査目的や検査対象を考慮の上、適宜行い得る事項であり、また、検査装置の検査用カメラとしてどのようなカメラを用いるかについても、検査目的や検査対象を考慮の上、当業者が適宜に選択し得る設計事項であるから、甲3発明において、検査対象であるシートの画像を撮影するためのカメラとして、上記甲4、甲5発明に用いられている線形カメラを選択することは、当業者が適宜行い得るものである。

したがって、甲3発明において、検査胴及び検査装置から成る検査ユニットを3組設けると共に甲3発明に、甲4発明、甲5発明を適用し、相違点13-1に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) 相違点13-2について

a. 請求人の主張概要

請求人は審判請求書第25頁において、以下の旨の主張をしている。

第13特許発明では、その構成要件で特定するように、それぞれの検査の終了後にシートを次のシリンドラに運搬しているのに対し、甲3では、第1ドラム4から第2ドラム10への移送が、反射式光電子検査機器7によるシートの検査終了後になされるのかは明示していない。しかし、シートの検査が終了してから次のシリンドラへの移送を行うことは、甲2に「枚葉紙の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で始めて、枚葉紙は枚葉紙の表面2を検査するために第2のドラム18に引き渡される。」(9頁4～6行)と記載されているように公知である。

b. 被請求人の主張概要

被請求人は相違点13-2に対しての主張は、相違点1-3における主張と同様である。

c. 当審の判断

相違点13-2について、相違点1-3と実質的に差異はなく、1-1-2(3)c.と同様の理由がある。

甲3発明では、印刷されたシートの次の検査ユニット又はマーキングユニットへの移送は、各検査ユニットにおける検査機器による検査後である。

そして、甲2発明は、「印刷された枚葉紙1を搬送するドラム17と、ドラム17に載着する枚葉紙1の像を撮影する照明装置32とCCD・エリアカメラ34とから構成される検査装置と、印刷された枚葉紙1を搬送するドラム18と、ドラム18に載着する枚葉紙1の像を撮影する照明装置33とCCD・エリアカメラ36とから構成される検査装置と、から成る印刷された枚葉紙1を質的に評価するための装置であって、ドラム17に載着する枚葉紙1の裏面3の全ての個々の像もしくは全体像を撮影した後で始めて、枚葉紙1は枚葉紙1の表面2を検査するために第2のドラム18に引き渡され、ドラム18に載着する枚葉紙1の全体像が完全に検出された後で初めて、枚葉紙1の始端が第3のチェーン搬送装置19のチェーングリッパ装置21に引き渡される」という構成を備えている。甲2発明が、シートの全体像が撮影された後に初めて後続のドラムや搬送装置にシートを引き渡す構成を採用しているのは、ドラムに載着されたシートの受渡しの精度を高め、ひいてはシートの処理の精度を高めるためと考えられる。そうすると、甲3発明と甲2発明とは、いずれも検査シリンドラないしドラムにより搬送されるシートを検査用カメラを用いて検査する装置に関する、同一の技術分野に属する発明であり、また、検査胴の周面に巻き付けられたシートの処理の精度を高めることは、検査装置における一般的な課題であるだけでなく、検査装置の小型化を図るに伴っても必要となることである。

したがって、甲3発明において、甲2発明の構成を適用して、各検査ユニットにおける検査終了後に、印刷されたシートを次の検査ユニット又はマーキ

ングユニットへ移送することは、当業者が容易に想到し得ることであるとい
うことができる。

(4) まとめ

そして、本件発明13の作用効果は、甲2ないし甲5発明により当業者が
容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明13は、甲2ないし甲5発明に基づき
当業者が容易に発明をすることができたものである。

14. 本件発明14について

本件発明14は、本件発明13に対してさらに「第二検査および/または
第三検査は印刷されたシート上の可視特徴および/または不可視特徴の検査
を含む」との発明特定事項を付加したものに相当する。

14-1 対比

甲3発明におけるカメラ5、反射式光電子検査機器7、7'は可視特徴に
よる検査を行うものであることは明らかである。

本件発明14と甲3発明とを対比すると、両者は上記相違点13-1、
13-2において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点14)

本件発明14では、第二検査および/または第三検査は印刷されたシート
上の可視特徴および/または不可視特徴の検査を含むのに対し、甲3発明で
は、検査において、印刷されたシート上の可視特徴を行うものの、その他の
構成については不明である点。

14-2 判断

(1) 相違点14について

甲4発明には、「検査の際には、各ラインセンサ3における赤外LEDの
光量を設定し、印刷の為に銀行券等シート14を供給し、圧胴13にて搬送
中に印刷され、そのまま圧胴に密着して搬送されるときに、印刷済の銀行券
等シート14を各ラインセンサ3にて、各検査対象の画像を取り込む、赤外
線印刷物検査装置。」が記載されている。そして、赤外線検査は不可視検査
として一般的検査技術であるから、甲4発明の赤外線印刷物検査装置は、不
可視特徴検査ユニットといえることができる。

そして、甲3発明と甲4発明とは、いずれも検査シリンダないしドラムに
より搬送されるシートを検査用カメラを用いて検査する装置に関する、同一
の技術分野に属する発明である。また、前述の1.1-2(1)c.アで判
断したのと同様の理由で、甲3発明において、2組の検査ユニットを3組に
することは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項で
ある。

したがって、甲3発明において、第二シート検査および第三シート検査
は、このような不可視特徴の検査を含むようにすることは、検査目的や検査
対象を考慮して、当業者が適宜行い得ることである。また、可視特徴を含む
検査と不可視特徴の検査を検査対象、検査目的に応じて選択することは当業
者が適宜なし得ることである。

よって、甲3発明において、検査ユニットを3組とすると共に甲4発明の
不可視特徴検査を適用し、相違点14に係る構成にすることは、当業者が容
易になし得たことである。

(2) まとめ

そして、本件発明14の作用効果は、甲2発明ないし甲5発明により当業
者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明14は、甲2発明ないし甲5発明に基づ
き当業者が容易に発明をすることができたものである。

15. 本件発明15について

本件発明15は、本件発明13に対してさらに「各前記検査シリンダの直

径は最小運搬および検査時間のために最小である」との発明特定事項を付加したものに相当する。

15 - 1 対比

本件発明15と甲3発明とを対比すると、両者は上記相違点13 - 1、13 - 2において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点15)

本件発明15では、各前記検査シリンダの直径は最小運搬および検査時間のために最小であるのに対し、甲3発明では、検査シリンダの直径については不明である点。

15 - 2 判断

(1) 相違点15について

機械や器具の小型化や軽量化という課題自体は、一般的な課題であるだけでなく、甲3発明において、検査ユニットの組数を増やすことに伴い、各検査ユニットの小型化の必要性が当然に生じるものである。したがって、検査ユニットの小型化のためには、構成部材である検査シリンダの直径を小型化し、最小運搬および検査時間のために最小とすることは、当業者において適宜になし得る設計事項であるといえることができる。

したがって、甲3発明において相違点15に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) まとめ

そして、本件発明15の作用効果は、甲2発明ないし甲5発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明15は、甲2発明ないし甲5発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

16 . 本件発明16について

本件発明16は、本件発明13に対してさらに「印刷されたシートを検査シリンダへ移送する入力位置と印刷されたシートを検査シリンダから取り出して移送する出力位置との間で各検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるように、第一、第二、および第三検査シリンダを配置する工程を含む」との発明特定事項を付加したものに相当する。

16 - 1 対比

本件発明16と甲3発明とを対比すると、両者は上記相違点13 - 1、13 - 2において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点16)

本件発明16では、印刷されたシートを検査シリンダへ移送する入力位置と印刷されたシートを検査シリンダから取り出して移送する出力位置との間で各検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるように、第一、第二、および第三検査シリンダを配置する工程を含むのに対し、甲3発明では、そのような構成について不明である点。

16 - 2 判断

(1) 相違点16について

前述の1 . 1 - 2 (1) c . アで判断したのと同様理由で、甲3発明において、2組の検査ユニットを3組にすることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜選択し得る設計事項である。そして、甲3発明において、検査ユニットの組数を増やすことに伴い、各検査ユニットの小型化の必要性が当然に生じるものである。検査ユニットの小型化のために、印刷されたシートを検査シリンダへ移送する入力位置と印刷されたシートを検査シリンダから取り出して移送する出力位置との間で各検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長が所定シート長として最適になるように、第一、第二、および第三検査シリンダを配置する工程を含むことは、各シリンダ上の印刷さ

れたシートの運搬長に関する設計上の事項にすぎない。

したがって、甲３発明において、相違点１６に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

（２）まとめ

そして、本件発明１６の作用効果は、甲２発明ないし甲５発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明１６は、甲２発明ないし甲５発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

１７．本件発明１７について

本件発明１７は、本件発明１６に対してさらに「前記検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長くなるように選択される」との発明特定事項を付加したものに相当する。

１７－１ 対比

本件発明１７と甲３発明とを対比すると、両者は上記相違点１３－１、１３－２及び１６において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

（相違点１７）

本件発明１７では、前記検査シリンダ上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さよりも僅かに長くなるように選択されるのに対し、甲３発明では、そのような構成について明記されていない点。

１７－２ 判断

（１）相違点１７について

甲３発明において、印刷されたシートの次の検査ユニット又はマーキングユニットへの移送は、各検査ユニットにおける検査機器による検査後であから、各検査シリンダ間のシートの受渡しは、シリンダにおける検査が完了した後に行われると理解するのが通常であると考えられる。そして、前述の１．１－２（１）ｃ．アで判断したとおり、甲３発明において、２組の検査ユニットを３組にすることは、検査目的や検査対象を考慮して、当業者が適宜行い得る事項である。

そうすると、第一検査シリンダ（４）、第二検査シリンダ（７）、または第三検査シリンダ（１２）上の印刷されたシートの運搬長は検査される印刷されたシートの長さより長くするのは当然のことであり、また、甲３発明において、検査ユニットの組数を増やすことに伴う検査ユニットの小型化のためには、検査効率を考慮し、必要以上に長くするのではなく、僅かに長くするように設計することは当業者が容易に想到し得たことである。

したがって、甲１発明において、相違点１７に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

（２）まとめ

そして、本件発明１７の作用効果は、甲２発明ないし甲５発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明１７は、甲２発明ないし甲５発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

１８．本件発明１８について

本件発明１８は、本件発明１３に対してさらに「前記第一、第二、および第三検査は、検査中の印刷されたシートの継続的線形画像を撮る線形カメラと、関連する検査シリンダ上のシート運搬との同期運動を含む」との発明特定事項を付加したものに相当する。

１８－１ 対比

本件発明１８と甲３発明とを対比すると、両者は上記相違点１３－１、１３－２において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点 18)

本件発明 18 では、前記第一、第二、および第三検査は、検査中の印刷されたシートの継続的線形画像を撮る線形カメラと、関連する検査シリンダ上のシート運搬との同期運動を含むのに対し、甲 3 発明では、そのような構成について明記されていない点。

18 - 2 判断

(1) 相違点 18 について

前述の 1 . 1 - 2 (1) c . で判断したとおり、甲 3 発明において、検査胴及び検査装置から成る検査ユニットを 3 組設けると共に甲 3 発明に、甲 4 発明、甲 5 発明を適用し、相違点 1 - 1 に係る構成、すなわち、複数組のシート検査ユニットの組数が 3 組であり、各シート検査ユニットが備えるカメラは線形カメラとすることは当業者が容易になし得たことである。そして、線形カメラが検査を受ける印刷されたシートの継続的線形画像を撮り、シートの運搬と同期しなければならないことは技術常識である。

したがって、甲 3 発明に甲 4 発明、甲 5 発明を適用し、相違点 18 に係る構成とすることは当業者が容易になし得たことである。

(2) まとめ

そして、本件発明 18 の作用効果は、甲 2 発明ないし甲 5 発明により当業者が容易に予測できる程度のものであって、格別なものではない。

以上のとおりであるから、本件発明 18 は、甲 2 発明ないし甲 5 発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものである。

第 7 . むすび

以上のとおり、本件発明 1、3 ないし 18 は、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないから、本件発明 1 ないし 18 に係る特許は、特許法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し、無効理由 1 により無効とされるべきである。

また、本件発明 2 に係る特許は、請求人の主張する無効理由 1、2 及び提出した証拠方法によっては無効とすることはできない。

審判に関する費用については、特許法第 169 条第 2 項の規定において準用する民事訴訟法第 61 条の規定により、その 18 分の 1 を請求人の負担とし、18 分の 17 を被請求人の負担とする。

よって、結論のとおり審決する。

平成 26 年 1 月 10 日

審判長	特許庁審判官	本郷 徹
	特許庁審判官	蓮井 雅之
	特許庁審判官	横林 秀治郎

(行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 30 日 (附加期間がある場合は、その日数を附加します。) 以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

[審決分類] P 1 1 1 3 . 1 2 1 - Z C (G 0 7 D)
5 3 7

審判長	特許庁審判官	本郷	徹	8405
	特許庁審判官	横林	秀治郎	8411
	特許庁審判官	蓮井	雅之	8407